

平成26年12月 9日から
平成26年12月10日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成26年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月9日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
町政執行方針	8
議案第46号 標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について (総務経済委員会報告)	10
認定第1号 平成25年度標茶町一般会計決算認定について	11
認定第2号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定に ついて	11
認定第3号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	11
認定第4号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	11
認定第5号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	11
認定第6号 平成25年度標茶町病院事業会計決算認定について	11
認定第7号 平成25年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成25年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	11
厚生文教委員会所管事務調査報告	12
陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と 処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情について	13
陳情第4号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を 求める陳情	13
陳情第5号 寡婦(夫)控除をすべてのひとり親家庭に適用することを求める 意見書提出を求める陳情	14
一般質問	14
深見 迪 君	14
後藤 勲 君	24
本多 耕平 君	29
長尾 式宮 君	42
鈴木 裕美 君	46
議案第60号 工事請負契約の締結について	56
議案第61号 公の施設に係る指定管理者の指定について	57
議案第62号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第63号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について	60

議案第64号	標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	61
議案第65号	標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の 縦覧等の手続に関する条例の制定について	63
延会の宣告		66
第2号(12月10日)		
開議の宣告		71
陳情第3号	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇 改善を求める意見書の採択を求める陳情について (厚生文教委員会報告)	71
陳情第4号	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を 求める陳情 (厚生文教委員会報告)	72
陳情第5号	寡婦(夫)控除をすべてのひとり親家庭に適用することを求める 意見書提出を求める陳情(総務経済委員会報告)	73
議案第66号	平成26年度標茶町一般会計補正予算	76
議案第67号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	76
議案第68号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	76
議案第69号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	80
議案第70号	教育委員会委員の任命について	81
議員提案第1号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	82
議員提案第2号	標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	83
意見書案第23号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な 運用に関する意見書	85
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)		86
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)		86
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)		86
日程の追加		86
議案第66号	平成26年度標茶町一般会計補正予算	86
議案第67号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	86
議案第68号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算 (議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会報告)	86
閉議の宣告		87
閉会の宣告		87

平成26年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年12月9日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 議案第46号 標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について（総務経済委員会報告）
- 第 6 認定第 1号 平成25年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 平成25年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 7号 平成25年度標茶町上水道事業会計決算認定について
（平成25年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）
- 第 7 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 8 陳情第 3号 安全・安心の医療・介護に実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情
- 第 9 陳情第 4号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める陳情
- 第10 陳情第 5号 寡婦（夫）控除をすべてのひとり親家庭に適用することを求める意見書提出を求める陳情
- 第11 一般質問
- 第12 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第61号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第14 議案第62号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第63号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第64号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第65号 標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

○出席議員（14名）

1番	松下哲也君	2番	長尾式宮君
3番	菊地誠道君	4番	本多耕平君
5番	林博君	6番	黒沼俊幸君
7番	後藤勲君	8番	舘田賢治君
9番	鈴木裕美君	10番	田中敏文君
11番	熊谷善行君	12番	深見迪君
13番	川村多美男君	14番	平川昌昭君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	佐藤吉彦君
住民課参事	蛭田和雄君
住民課参事	松本修君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教委管理課長	高橋則義君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
庶務係	和田千春君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから平成26年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
1番・松下君、 2番・長尾君、 3番・菊地君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月10日までの2日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、12月10日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。
○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。
なお、次の点について補足をいたします。
町施設における不祥事についてであります。
町施設において、不祥事がありましたので、ご報告申し上げます。

本件につきましては、特別養護老人ホームやすらぎ園において、勤務する介護職員が利用者よりお預かりした財布から現金 2 万円を着服したというものであり、本町行政に対する信頼を著しく損ねる極めて遺憾な不祥事であり、ここに報告し、利用者並びに町民各位に心からお詫びを申し上げますとともに、再発防止に努め、信頼回復に向け対処してまいりたいと存ずる次第であります。

本件に関わる職員の行政処分につきましては、標茶町職員の懲戒の手續及び効力に関する条例並びに同規則に基づき、標茶町職員懲戒審査委員会に諮問、結果の答申を受け、12 月 2 日付で、着服した介護職員については停職 6 カ月、管理、監督責任のある現園長、前園長、業務係長については戒告の懲戒処分の発令を行いました。

なお、当該介護職員につきましては、退職願を提出しましたので、それを受理し、処分と同日に退職いたしました。

なお、一連の行政処分は行いましたが、理事者としての責任を明確にすべく、後刻、処分につきましてご提案申し上げますので、ご審議を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成 26 年第 4 回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下 7 点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、年 2 回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

11 月に実施いたしました後期分の結果について、ご報告いたします。まず「4 月からこれまでいじめられたことがある」と答えた児童生徒は、全体の約 6 % 程度おりました。また「どないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学校ともに多いのが、「悪口」と「仲間はずれや無視」でした。「いじめは絶対ゆるされないことだと思いますか」の質問で、「そう思う」と答えた児童生徒は、小中ともに前期より増加し、「そう思わない」と答えている児童生徒が減少しています。

この実態調査は、本人がいじめであると感じたものは全て取り上げ、指導の対象としています。今回においても、すべての事例に対してその原因を探り、指導に当たっております。アンケート結果は、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

その他本町では、全小中学校において「児童生徒によるいじめ根絶一学校一運動」を位置づけ、児童生徒によるいじめの根絶に向けた主体的な活動を通して、自分たちの問題としての意識を育てる取り組みをしております。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれ

れの役割を発揮するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目は、「平成26年度全国学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。

全国学力・学習状況調査の結果については、道教委による発表では、全国平均正答率との差が、小・中学校8教科中、2教科で昨年度と同じ、6教科で差が縮まり、そのうち中学校国語Aでは全国と同じになるなど、改善の傾向が見られ、一定の成果が現れてきたということでもあります。

本町の状況について申し上げます。

全体的な学力学習状況の傾向としては、小・中学校8教科中、小学校4教科、中学校1教科で全国平均と同様かそれ以上の正答率で、それ以外の3教科でも、全国平均との差が縮まり、改善の傾向が見られ、一定の成果が現れてきたものと考えます。

小学校国語科においては、目的に応じて、話し合いの観点を整理したり、質問の意図を捉えたりして聞くこと・話すことや、自分の考えをまとめて書くことに課題が見られましたが、漢字の読み書きについては改善が見られました。

また、小学校算数科においては、図を見て数量の関係を理解する問題や、図形の問題において引き続き課題が見られましたが、整数、小数、分数の四則計算や、計算の順序についてのきまりなどの理解に改善の状況が見られました。

中学校国語科においては、語句の意味を理解し文脈の中で適切に使うことや、根拠を明確にして自分の考えを書くことに課題が見られましたが、漢字を正しく書くことについては改善が見られました。

また、中学校数学科においては、図形や資料の活用の領域に課題が見られましたが、文字式に数を代入して値を求めることに改善が見られました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

小中学校ともに家庭学習をする時間について、増加傾向にあり改善が見られてきています。併せて、平日のテレビ、ビデオ・DVD等の視聴時間に若干の改善が見られています。これは、家庭学習を含めた、生活習慣の改善に向けた各学校の取組が効果として表れてきた結果であると考えております。

以上、町内の状況について報告いたしましたが、この調査によって測定できるのは学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

なお、12月に実施予定であります町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、町としての学力向上プランを作成するなど各学校における意欲的な改善の取り組みの支援に努めてまいります。

3点目は、第42回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月21日、51チームの選手357名の参加により力走が繰り広げられました。町外からも中学男子、高校男子、一般男子、一般女子の部で、計6チームが参加しました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りの国道391号線入口からトレーニングセンター前までを通行止めさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と応援者が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。平成26年度標茶町スポーツ表彰式が、9月21日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行われました。この表彰は平成25年度にスポーツにおいて優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。

本年度の被表彰者は、1団体・2個人であります。

はじめに、「全国、全道大会において優秀な成績を収めたもの」に対する表彰として、第42回全道少年野球大会準優勝・第3回北海道チャンピオンシップ少年野球大会準優勝の成績を収めた標茶野球少年団。

次に、道東選抜アイスホッケーチームに選出され出場したアジアリーグ・サテライトヤングリーグU16大会において優勝、さらに釧路選抜Aチームに選出され出場した第8回全日本少年アイスホッケー大会中学生男子の部において優勝を果たした釧路武修館高校1年生、塘路在住の川口親土さん。

次に「スポーツの振興に寄与したもの」に対する表彰として、標茶町パークゴルフ協会から推薦された渡辺 勝さん。渡辺さんは、長年にわたり標茶町パークゴルフ協会会長として、協会の運営発展と併せて公益社団法人日本パークゴルフ協会の認定指導員として競技の普及に尽力されスポーツ振興・発展に貢献されました。今回、受賞された皆さんが、今後も更に精進して活躍されることを期待するものであります。

5点目は、「第33回標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活の中での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。今年度も関係機関、団体の協力を得て11月15日標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約250名の来場をいただき開催されました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。発表者については、小学生の部が8校9名、中学生の部6校7名と合わせて16名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、沼幌小学校6年・甲野藤 雅さん。（家族の大切さ）中学生の部、最優秀賞には、標茶中学校2年・油谷 彩優里さん（教育の大切さ）が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の油谷さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

6点目は、今年で24回目を数える「標茶町文化講演会」についてであります。この事業は町内の有志による実行委員会の主催で11月16日に開催されました。講師は気象予報士の森田正光氏を招いての講演会となりました。

当日は、「異常気象と環境問題」～テレビで言えない天気の話～と題して、森田さんの45年間の気象予報として裏付けられた最近の気象変動について環境問題を交えながら話術を巧みに使い、うなずきが絶えない講演となりました。会場には180名を超える観客が詰掛け、大変好評を博し、盛会裏に終えたところであります。今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の叡智や先見力に学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

7点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

9月15日に、東京武道館で開催の「マルちゃん杯全日本少年柔道大会」に標茶柔道スポーツ少年団が、出場しましたが、初戦で敗退いたしました。

11月2日に、本町で開催された「全日本空手道連盟糸東会・第30回北海道空手選手権大会」において、中茶安別小学校5年の庄野 萌花さんが組手試合で準優勝、形試合で第3位となり、中学校2年の庄野 朱音さんが組手、形試合ともに第3位となりました。

また、9月7日に帯広市で開催の第7回OPトーナメント北海道空手選手権大会で準優勝した虹別中学校3年の菊地公椰君が、11月23日に名古屋市で行われた「第2回全日本ジュニアチャンピオンシップ空手選手権大会（組手・中学生の部）」に出場しました。結果は、1回戦で敗退となりました。

さらに、北海道牛乳普及協会主催の「牛やミルクのある風景絵画コンクール」において、標茶中学校3年・村田琴音さんと2年・目黒和佳奈さんが最優秀となる北海道知事賞を受賞し、またその他4名の生徒が入選いたしました。今後も更なる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

◎町政執行方針

○議長（平川昌昭君） 日程第4。町政執行方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 私はこのたびの町長選挙におきまして、無投票で再選をされ引き続き重責を担うこととなりました。このことは、この8年間に対する町民の皆さまのご判断と謙虚に受け止め、あらためて職責の重さを肝に銘じるとともに、皆さまからいただきました多くの示唆に富んだご提案やご指摘、また温かいご支援に感謝申し上げ、この間の貴重な経験から学んだ教訓を糧として、町民が主役、主体のまちづくりのさらなる前進に向けて取り組む決意を新たにしています。

平成26年第4回定例議会の開催に際し、今後の町政執行に対する基本的な考え方と所信について申し述べ、町民の皆さま並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

自然災害が頻発しています。東日本大震災から3年半経過しましたが、いまだ多くの方々が住み慣れた家や故郷を離れ、困難な生活を強いられています。一日も早い原発事故の収束と被災からの復興、平穏な日々が取り戻されることを願っています。

記憶に新しい9月末の木曾御嶽山の噴火では、多数の尊い人命が犠牲となり、温暖化が誘因する集豪雨や台風の襲来による土砂災害も相次ぎ、また竜巻や雷などの災害事象も複雑多様化しており、甚大な被害がもたらされています。

あらためてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本町は他の地域に比べますと、自然災害も少なく、安全に暮らすことができ、この地を選んでくれた先達に感謝をしていますが、昨今は経験したことのない異常気象の連続で自然の猛威を痛感させられており、本町でも、いつ何どき発生するかも誰も予測できません。

人間は、自然をコントロールできませんし、想定した条件の下でしか安全は確保されません。自分の身の安全は自分で守るのが原則ですが、そうできない人の安全をどう確保していくのが最優先の課題であり、隣・近所・地域の助け合う心を大事に、普段からの備え、声かけや見回りの重要性を繰り返し確認しながら、安全に暮らせる町を目指して、具体的な対策の充実に取り組んでまいります。

本町には先人が切り拓き守り育ててきました3万ヘクタールの農地と6万ヘクタールの森林、釧路湿原の42.8%、1万ヘクタールの湿原と下流域の暮らしと産業に重大な影響を与える3本の河川が流れています。そして、年間1,000ミリを超える雨が降り、良質で豊富な摩周の伏流水と涼しい夏は、牛を飼うのに最適な条件に恵まれています。

また、四季折々の変化に富む豊かな自然は、多様な生態系を育み、未知の可能性を秘めて

います。

このかけがえのない財産は、言い換えれば未来から預かっているものでもあり、私たちだけで浪費し尽くしていいはずありません。

未来は若者のものです。

未来に残していいのは、始末できない大量のゴミや多額の借金ではなく自然豊かな「ふるさと」であり、しっかりと守り、少しでも魅力を高め、次の世代に手渡すことが、この時代に生きる私どもの使命であり責務であろうと思います。

次期町政執行の基本的な考え方につきましては、町民の皆さまと策定いたしました「第4期総合計画」を基本設計図にこれまで取り組んでまいりました、産業振興、子育て支援と教育、福祉・医療、生活・環境、そして行財政改革の5つの重点政策を中心に、社会情勢の変動にも迅速かつ的確に対応しながら、各施策の充実を図り着実に進めてまいります。

その前段といたしまして、石油価格の高騰に伴う低所得者世帯などへの暖房費助成の増額を実施してまいります。

どれも皆重要な課題ばかりですが、人口減少と少子化・超高齢化が同時進行している現実を直視すれば、なにより、暮らしていくための産業振興、本町の基幹であります酪農、畜産、農・林・水産の第一次産業の発展なくして、将来展望は描けないと思います。

とりわけ「食肉センター」「TACSしべちゃ」「研修センター」の3つのプロジェクトは極めて重要であり、課題は山積していますが、関係機関との連携を密に、最大限の努力を重ね、早期実現を目指してまいります。

時代はグローバルに変化を続けていますが、どんな時代であっても「消費者に安心して買ってもらえる安全なものを、安定的に、より効率的に生産・供給していく」ことが、本町が生き残っていく道であり、そのためには、生産者と消費者との信頼関係が肝要で、これからも商工・観光業者との連携を深め、6次産業化や地産地消、地元産の商品化を推進し、引き続き地元消費者の理解と支持がいただけるよう取り組んでまいります。

現政権は、「地方創生」と「人口減対策・女性が輝く社会」を来年度予算の最重要に掲げ、「やればできる」と、市町村の創意工夫によるサービス合戦を、あたかも「やる気」が競われているかのように煽りたてていますが、問題は国の歳出が公債又は借入金以外の歳入で賄えないことであり、税の奪い合いでは税収不足が解消されないことは明らかです。

消費税10%への引き上げが、目先の景気見通しから、当初予定から1年半延期が予定され、持続可能な社会保障制度再構築のための財源確保も見込まれていますが、社会保障費は、毎年1兆円規模で膨らんでおり、国の借金は1,000兆円を超えています。金利上昇を抑え込みながらデフレ脱却を目指す金融緩和をどこまで続けていけるのか懸念の声も聞こえてきます。

財政は逼迫感を増しており、地方への支援が手厚くなるとは見込めず、地方が取り得る選択肢は、より限定的にならざるを得ないと想定しています。

あえて申し上げるまでもなく、社会は、個人や企業の自由な活動によって成り立っており、市場メカニズムの働かない領域での矛盾や問題解決のために公共政策があります。

問われているのは、行政はもちろんのこと、主権者である住民や選良たる議会が、それぞれが果たすべき役割を認識し、自律した地域主権型社会を確立していくことであり、限られた財源の中で町民の命と財産を守り「より安全な、より便利な、より快適な」暮らしに実現を最優先に、柔軟な発想で、透明性と判りやすさを持って合意形成を図り、決断をしていくことだと思います。

誰もが健康で安心して暮らすことのできる「住んで良かった、これからも住み続けたいと思える町」を目指し、これまで育んできた「共に知恵を出し合い、共に汗を流し、共に支えあう」協働のまちづくりの一層の前進を図りながら、これからの時代をしっかりと見据え、立ちすくむことなく、標茶町の発展と町民の思いを一つでも多く実現できるよう、誠心誠意努力いたす所存でありますので、町民の皆さま並びに議員各位の従前に変わらぬ、ご指導ご協力を切にお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

◎議案第46号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案46号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 総務経済委員会審査報告書。

平成26年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

事件名、標茶町農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について。

審査経過、審査日、平成26年11月19日。出席説明員、農林課長及び農業企画係長。審査の結果、出席委員全員の賛成のもと採択され、原案どおり可決いたしました。

付け加えますが、この研修センターが酪農に関心のある若い女性が多くのことを学んで、酪農家の青年との交流が積極的に進むような指導がされたいという意見が多く出されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第46号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案可決されました。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定7案に関し、付託いたしました平成25年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、認定7案を採決いたします。

認定7案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第7。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告。

厚生文教委員会所管事務調査報告書に基づいて報告をいたします。

調査は、「町立病院の経営と今後の方向性について」を調査事項として、平成26年8月12日及び11月13日の2回にわたって役場議員室において行いました。出席者については報告書に記載されていますので、お目通し願います。

8月の調査では、冒頭、出席した佐藤泰男病院長がご挨拶をされました。内容は、20年前から町立病院の勤務を始めたこと。その頃は常勤医師も5名いたが、現在は2名に減り、また看護師不足も深刻であること。町立病院は地域の宝であり町長、病院長、議会が力をあわせて町立病院を守っていきたい。おおむねそのような要旨でありました。佐藤病院長はその後積極的に発言、説明をし、調査に協力をいただきました。

その後病院の資料に基づき説明が行われました。説明の主な内容は記載しましたので省略いたしますが、医師の厳しい勤務状況、患者が外来・入院ともに減ってきていること、10対1の看護師体制や病床数の在り方など、病院経営に関することに集中しました。それに対する質問も今後の町立病院の課題や方向にかかわることが多く、記載されているとおり質問の中でさらに病院の抱えている問題点や今後の方向性を探る内容でした。説明の主な内容、質問とさらに深い説明についてお目通しを願い省略いたします。

最後に調査した結果について委員会の所見を述べます。

委員会の所見。

1、常勤医師の不足が町立病院の経営と将来の救急体制の維持をおびやかし、このままでは町立病院そのものの存続も危ぶまれるという実態が、今回の調査でも浮き彫りになりました。また、現状でも常勤医師は過酷な勤務体制におかれていることも改めて明らかになり、常勤医師の確保が喫緊の課題であるという認識に至った。同時に国の社会制度改革はさらに健全な自治体病院経営を困難にしていく内容も多々見られることから、改革プランが住民の命と健康を守る面からも、自治体病院を守る面からも住民の要望・意見も取り入れ策定されることを期待する。

2、看護師不足も取り組むべき大きな課題である。厳しい夜勤体制についても現状をしっかりと見る必要がある。あわせて病院経営の今後の在りようが看護師を含め、病院で働く人た

ちの不安感を払拭するものであることを目指さなければならない。

3、調査の中で、何度も外来に来てもらうことが入院患者をも増やすことにつながるのではないかという質問や意見が出た。これは日常の健康維持のための予防活動、予防接種、総合健診なども含めてであるが、この課題までくると主役はむしろ地域住民の側にあると考える。地域住民の自治体病院を守り育てる機運をつくりあげることが今こそ大切である。

4、地域住民にとって、時間外の急な診察など救急病院体制の存在は、安心の原点である。この体制が崩れたとき町は一層厳しい課題に直面していくと考える。救急体制の維持は、それを頼る住民の持つべき課題でもあると考える。町立病院の現状について、一層、住民にその実態を知らせていくことから始めなければならないと考える。

5、今回の調査では、病院長が参加し、積極的に病院の実態も意見も述べていた。病院、住民のつながりをあらゆる面で深め、住民、病院、理事者、議会が心をつなげて地域の自治体病院を守ることが今必要であることを痛感した。さらに現在の病院体制の維持についても、病院関係者、理事者の努力や苦勞についても、率直に町民に知らせていくことも必要である。

6、今回の調査で得たことをさらに深め、議会も積極的に自治体病院を守る活動を展開していくことを痛感していることを報告して、厚生文教委員会所管事務調査、「町立病院の経営と今後の方向性について」のまとめとする。

以上、厚生文教委員会所管事務調査「町立病院の経営と今後の方向性」についての報告といたします。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。陳情第3号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第3号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎陳情第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。陳情第4号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第4号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎陳情第5号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。陳情第5号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第5号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第11。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問をさせていただきます。

先ほどの町長の町政執行方針の非常に的確な情勢分析と、それから細やかな来年度に向けての豊富、あれを聞きまして来年の春は少しは暖かい春になるのかなという期待をすごく持ちまして、そのことを踏まえまして質問したいなというふうに思います。

第1点目でありますが、町内の空き家対策を積極的に推進すべきではないかというテーマについてです。

空き家対策特別措置法が解散直前の11月19日に全会一致で成立しました。これに先立ち、全国的にも全道的にも既に空き家条例をつくり、この問題に対応している自治体がふえてきています。

そこで、質問いたしますが、町内の空き家の状況はどうなっているのでしょうか。また、その状況についての課題や空き家の所有者の事情、近隣住民の苦情、要望をどの程度把握していますか。

また、空き家についての防災や防犯、景観面での悪影響をどのように捉えているのか、伺います。

居住の用に供する財産を所有している住民について、それを更地にすると200平米未満の場合は固定資産税が3倍になり、200平米以上の場合は6倍になります。空き家を解体撤去し、更地にすると3倍、6倍になるというこの税負担の状況は、解体費用も含めて解決を困難にしていると考えますが、町長はどのような所見をお持ちでしょうか。また、それに対する具体的な解決方法を考えていますか、伺います。

今後、所有者支援、空き家の活用など、積極的な空き家対策を考えていくことが必要ではないでしょうか、伺います。

現在、300を超える自治体が空き家対策条例を設けていると聞いていますが、今後、超高齢化社会を迎えて、ますます深刻な状況になると予想されることから、町として空き家対策条例を早急に設けて、適切な対処をするべきと考えますが、いかがでしょうか。また、国の空き家対策に関する自治体への支援について具体的に情報は来ているのでしょうか。

以上、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番、深見議員の町内の空き家対策を積極的に推進すべきではないかとのご質問にお答えをいたします。

1点目の空き家の状況や住民からの苦情、要望の把握、防災や景観面についてのお尋ねでありますが、町内の空き家の件数や細かな状況については把握しておりませんが、近隣や町内会からの苦情、要望については、雑草等の繁茂による景観や野火の発生を心配される声も年に1件程度あり、その都度関係者に対し、定期的な管理、清掃をお願いしているところがあります。

また、空き家についての悪影響をどのように捉えているかのお尋ねでありますが、管理が不十分な空き家については防犯や環境衛生の問題、老朽化が進んだ家屋等については倒壊の危険や景観を損なうなどの弊害があり、防災上からも懸念をしております。

2点目の固定資産税についてであります。居住の用に供する家屋の敷地の用に供する宅地については、固定資産税の課税標準となるべき価格の軽減措置が適用され、この住宅用地のうち、200平方メートル以下の住宅用地については課税標準となるべき価格の6分の1の額に、200平方メートルを超える住宅用地については3分の1の額とするものとされております。結果的には、議員ご指摘のとおり、土地を更地にすると、軽減措置が適用されず、土地の固定資産税は3倍及び6倍となるものであります。

ご質問にあります税負担の関係であります。都市部と違い、土地の課税標準額が余り高くない本町の場合、建物を解体した場合の課税標準額の減額と土地の軽減措置の非適用など、その状況により必ずしも税負担が重くなるとは限らない場合もあります。建物の解体については、現状、所有や相続等が明確であり、かつ個人の財産でありますので、よほどの放置できない緊急性がなければ対応は困難と認識をしております。

次に、所有者支援、積極的な空き家対策であります。適切な管理を促すため、草刈り等を行っていただける事業所の紹介や、売りたい、貸したいとの希望がある方には、町ホームページの不動産ネットワークへの掲載を促すとともに、移住対策とも連動し、情報提供を行ってまいりたいと存じます。

3点目の空き家対策条例の制定についてであります。近年、条例制定をした市町村の多くは、住宅の立地状況、地域コミュニティ等は農村地域である本町とは違いがあり、急激な過疎化現象により市街地においては近隣住民への被害が想定される倒壊の危険性がある住宅が多数あることが要因と思われれます。本町のような農村地域とは市街地の形成及び過疎化の状況に違いがありますし、本町においては自治会等による主体的、積極的なまちづくりが実践されており、所有者への勧告、命令及び代執行を行わずとも問題の解決が図られ、深刻な事態にまでは至っていないのが現状であろうと思われれます。

しかしながら、今後、コミュニティの低下や倒壊等の危険がある空き家の増加等の状況

変化によっては、条例制定や対策が必要になってくるのではと考えています。

また、空き家対策に関する国の支援策については、成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 15 条に、市町村に「空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるもの」と規定されておりますが、当該法律がまだ施行されていない状況でありますことから、今後、具体的な情報の収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12 番（深見 迪君） 最後のところで、具体的にはまだそういうものがおいていないということで、それはそれを待つしかないわけですが、現実には、苦情が年に 1 件ぐらいと言いましたけれども、回って歩くと結構な苦情あるいは空き家が散見されるわけですよ。そういう実態を、ただ住民からの苦情を待つだけでなく、この法律が珍しく全会一致で可決したわけですから、この法律ができたということは、都会と地域とのこういうところとの当然差はあると思いますけれども、現実には標茶町でもそういう空き家や、あるいは雑草が生い茂っているということを散見されますし、私のほうにもいろいろ何とかならないだろうかという相談も来ています。そういう点では、この法律ができたのを境に、もう少し積極的に調べて歩くと、町が。町が調査をするということを苦情が来る前にやるべきではないかなというふうに思うのですよ。今回の法律では相当な権限が市町村にも与えられるという内容になっていきますから、そういうことも含めて積極的に調査して実態をきちんとつかむということを考えてはどうかと思うのですが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどお答えしていただきましたのは、現状ではこういう状況であるということをお知らせしたわけで、これから先の展開等によっては、先ほどもお答えしましたように、条例や対策等が必要になってくるのではないのか。その前に町が率先をして情報収集に努めるのか、また、町内会、地域会、連絡協議会等々の皆様方のご協力をいただきながら、情報提供をお願いするのか、いろんな方法はあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、過疎化、人口減少が進んでいる状況は放置できませんので、それについてどういった対策が有効か等々についてはこれからも研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） そういうことだと思います。

それで、もう一点、私も質問書の中に書いてありましたが、もう一つの質問は 2025 年をピークにする超高齢化社会を目の前にして、近くに身寄りがない私たちが死んだらこのうちと土地はどうなってしまうのだろうと、町で引き取ってもらえないだろうかというような不安や心配を抱いている町民がいるのです。そのことについても少し思いをはせていただいて、

何か私、自分のことを言っているような気もしなくもないのですけれども、そういう時代がきっと近々来ると思うのですよ。だから、そういう点についても単純に空き家対策ということではなくて、高齢化社会にどう対応していくかということ結びつけて、例えばそういう場合に町が適切な指導、援助を行うというようなお考えはないでしょうかね。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的にはこれ個人の財産でありますので、やむを得ない場合を除いて、その財産をどう処分するのか、将来的にどうするかというのは、本来的には前もって準備しておくべきではないのかなと思っております。実際に、本町ではそれほど深刻ではありませんけれども、いわゆるこういったことが深刻な自治体の中で一番問題なのは、相続が非常に複雑化していると。相続人が明確であっても、その方が例えば遠方に住んでいるとかということで管理しない。そういった権利関係が非常に複雑で、行政として手がつけられないということがあります。これは空き家、空き地も含めてそうですけれども、私、前から申し上げます原野商法の後始末というの、これも非常に大きな問題でありまして、いわゆる個人財産と公権力とどうかかわっていくのか。

逆に言うと、例えば国のほうとして法律改正を行って、そういった場合の権利放棄を、例えば1年間告示をすることによってするとか、そういった方法もあろうかと。そこら辺を地方、市町村としてどこまでできるかということになると、今の法律の中味でいくと非常に困難だということは、ぜひご理解をいただきたいと思えます。例えば、最近では自分の死後についてどうすべきかという、いろんなそういった情報等も提供されておりますので、そういったことも含めて町として何ができるか等々については、これからも研究をして対策等については検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） ぜひその点、積極的にお願いしたいと思います。現実的にことしの話ですけれども、町に要らなくなった土地を、もう固定資産税ばかりかかるので、何とか引き取ってもらえないかと、ただでもいいのだという方の相談を受けまして、役場に行ったら、いや、もったいないと。安くてもどこかつてを頼って売ったらいいのではないかとというアドバイスを受けたというふうに聞きましたけれども、その方々はどこにどうやって言ったらいいのかわからないというような状態で、結局、私が中に入って仲買人みたいな、お礼はもらえませんでしたけれども、紹介してやって、そして売ることはできたのですけれども、そういうお年寄りがふえてくるというのは、町長もそういう認識されていると思うのですよ。

それで、そういうときの何か、不動産屋もいますけれども、そういうときの相談窓口みたいなものをやっぱりもう少し広げて、今でもそういう相談が来たら対応して下さっていると思うのですが、今でもそうだと思うのですけれども、そういう相談窓口をこの法律ができたのを境にして、ぜひ設けてはいかがかないというふうに思うのですが、最後にそこだけちょ

っと伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町村としてどこまでできるかということになると、私どもも法律の趣旨等々、ほかの民法の問題だとかいろんな問題がありますので、可能性としてどこまでできるかというのはちょっとこの場では明確には答えられませんけれども、私は、今、議員がおっしゃったことというのは、これからだんだんふえてくると思いますので、町としてどういった対応が可能か等々については内部で検討させていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、次の質問に移ります。

いよいよ介護保険制度が来年の4月から新しい制度が発足し、介護保険の計画も第6期に入ると思うのですが、そのことについて幾度も質問しましたが、きょうはことし最後なので、もう一度確かめる意味でも質問したいなというふうに思います。

第1点は、介護保険第6期の計画作成の進捗状況については、現在どのようになっているか、伺います。

サービスの後退については、2年間の経過措置を置くとしていますが、その後はどうなるのでしょうか。町民の負担増はあるのでしょうか。

町として、その際の負担軽減は考えていますか。町としての基本姿勢をお聞きします。

町は来年度第6期の介護保険料値上げはやむを得ないとしていますが、どの程度の値上げとなると考えていますか。

いわゆる医療・介護総合法案は社会福祉の後退と私は考えます。当初、政府は税と福祉の一体改革を標榜し、消費税を8%に増税しました。この消費税値上げの理由は、現実には社会福祉の後退という中で成り立たないと考えますが、町長はこの点について町民への説明責任をどう果たそうとしているのでしょうか、伺います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番、深見議員の質問にお答えをします。

1点目の介護保険第6期計画の進捗状況のお尋ねであります。実施済みのものとしましては、ことし6月には65歳以上の住民に対し高齢者生活実態調査を行い、高齢者自身とご家族の声を調査結果報告書としてまとめました。また、並行して8月、11月に福祉施策検討委員会を開催し、第5期における実績と第6期に制定しなければならない制度等の報告を行い、委員の皆様よりご意見をいただいたところでもあります。現段階においても国から提示されていない部分もある状態ですが、引き続き福祉施策検討委員会におけるご意見をいただきながら、第6期から始まる新事業及び第6期中に整備しなければならない体制の情報を集め、準備できるように進めているところであります。

2点目のサービスの基本姿勢についてのお尋ねですが、新総合事業への移行については包括支援センターの体制準備、民間事業所への制度周知、条例制定等の準備期間が必要と考えており、経過期間を2年間見込んでいます。要支援者については現行の介護予防事業から訪問介護と通所介護のサービスのみが新総合事業へ移行され、予防訪問看護や予防通所リハビリテーションなど、ほかのサービスについては、これまで同様のサービスを受けることができます。

また、これまで介護サービスは要支援認定されなければ利用できなかったが、新総合事業では、相談者に基本チェックリストを実施し、支援が必要と判断されれば、認定がなくともヘルパー、デイサービスを利用できるようになり、要介護状態にならないための予防事業として充実したものになると考えます。

移行後については、町に事業権限が移譲されていることから、その時々ニーズに合った内容とすることができるものと考えております。

3点目の第6期の介護保険料についてのお尋ねですが、現在、人口や各サービス給付費の推計をもとに試算を行っているところですが、第6期についてもサービス給付費は年々増加傾向にあることから、現在のサービス水準を維持しながらもできる限り保険料の値上げ幅を抑えてまいりたいと考えております。最終的には、福祉施策検討委員会における第6期中におけるサービス料の承認、民間事業所の動向、次年度以降の報酬単価の決定等を踏まえての作業となりますので、現時点ではこの程度の答弁にならざるを得ないことをご理解願いたいと思います。

4点目の医療・介護総合法案は社会福祉の後退と考えるがとのお尋ねですが、今回の制度改正の目的は、できる限り住みなれた地域で最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送りたいという願いをかなえるには、介護サービスだけでは不十分であり、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を目指すものであり、基本的な考え方については異論はないものと考えておりますが、それぞれの自治体の置かれている医療や介護の環境に差があることは否めない事実であり、現在ある標茶の介護サービスの水準を下げることなく、現在、町内にある民間も含めた医療や介護の資源の連携強化を図り、さらに不足する部分については住民の協力を得ながら第6期の制度設計の中で町としての考えをお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） せっかくですので、幾つか確かめたいことがあります。

先ほど町長のご答弁の中でチェックリストの話が出ました。65歳以上の方々のアンケートも承知していますし、そのチェックリストのことも、これは国で出したガイドラインなのですけれども、チェックリストでは、サービスの低下を僕はすごく心配しているのですが、そ

のチェックリストについて市町村窓口においては必ずしも専門職でなくてよいということが書いてあるのですね。専門職でない人がチェックして活用、実際、振り分けの判断をしていくという、これは2年後のことになると思うのですが、そういうことになるのでしょうか。それは私はやはり専門職が今までどおりやったほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

ただいまチェックリストの部分についてのご質問がございましたが、現在、この事業の分の新事業等に合わせて、現在、施行、町のほうとして、国の据置期間がございますので、基本的には第6期の3年間の最終年度にこの部分についてはスタートさせたい。かなり十分な準備期間、それから周知期間をとりながら新制度のほうについては移行したいというふうに考えていまして、基本的に国の部分ではそのチェックリストの担当者については専門職ではないという形になってはいますが、現在につきましても、例えば認定調査の段階でも担当係員、それから訪問看護、地域包括支援センターの職員が最初の新規の申請の認定調査には当たっておりますので、そういった意味では一定程度の認定講習を受けた者、道が調査、認定研修の講習をやっていますので、それを受けた者が基本的には認定調査に当たっていますので、基本的には今現在でも一定程度の知識のある者、全く介護のことをわからない人間が担当していないという状況ありますので、基本的には同じような考えで行っていくのが一番理想だろうなというふうには考えております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） 同じく、先ほど通所その他についてということで町長おっしゃいましたが、その中でいわゆる現在の、例えば通所で言えば、現在の通所介護は今度多様なサービスということになって、その多様なサービスの中では主に雇用労働者プラスボランティアです。あるいは通所サービスについてはボランティアが主体であるというふうに、つまり資格のない人たち、経験のない人たちにそれを行わせていくというようなことがこのガイドラインの中では出ているのですが、2年間でこの多様なサービスをきちっと行っていくような体制がボランティア、確かにインフォーマルなそういう人たちの介護の中での役割というのがありますね、地域の人たちとか親族とか。だけれども、実際はやっぱり多様なサービスの中でも通所で言えば、このボランティア主体というのはいかがなものかなというふうに思うのですが、2つ、このボランティアではなくて、やっぱり専門家が当たるべきであるということが1つと、それからもう一つは、ボランティア主体になるとしても、2年間でそんなことがこの町で可能なのかどうかという2つだけ伺って、質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私どもとしては、この人口減少・超高齢化が進む両にらみの中で、どこまで支える側の人

間が確保できるかというのは、それは国の方向性と私どもの地域の現状というのは必ずしも一体ではないと思います。ただし、やっぱり負担を上げない中でやろうとすると、それはやはりかなりの部分をボランティアの方に担っていただかなければ対応できない。今までも何度も議員からもご質問、介護計画の改定ときには質問として出されていますけれども、私どもとしては、やはり現在あるサービス水準をどうやって維持していくのか、そのためにはご負担をどこまでいただくかということと、そのことと安定的にどうやって維持できるかという、総合的に判断をしてまいらなければいけないと思っています。したがって、私どもとしては、本町としてどこまで可能か等々については追求をしておりますけれども、先ほど申しましたように、人口減少の中で支える側がどこまで確保できるかという問題について言うと、それはやっぱり都会と地方ではかなり違うと思います。

したがって、全てを専門職でなければという、もしそういうお考えであれば、現実問題としては対応し切れなくなるというのが実態であろうと。そういった場合に、専門職でなくても、ある程度の講習等、知識を持った者が支えていくという、そういった選択肢しかないのではないのかなと私どもは考えております。確かに専門職というのは、それはそれによろしいですけれども、そのコストというのをどなたがどういう形で負担していくのか。介護報酬を上げなければ介護職というのが持続できない。サービスはふえていく。数はふえていく。負担は下げろというこの連立方程式をどうやって解くのかというのは、これは現実問題としては私は無理だと思いますので、その中で今までの、これまでも何度も繰り返していますけれども、標茶町としてせつかくここまで築いてきたサービス水準をどうやって維持していくのか、そこら辺について皆様方と色々なお話し合いをさせていただきながら、標茶としてどういった方向性をということを決定してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12番（深見 迪君） この医療・介護総合法案の中で税と福祉の一体改革ということで3%上げて、それを全部今でも選挙の真っ最中で言っていますけれども、上げた消費税の3%は全部社会福祉に回っていますと。現実には回っていないですね、全然ね。見通しも甘いと。今、町長は、ボランティアの力も必要なのだと。私も確かにそう思います。それは介護の世界の中ではインフォーマルなそういう力というのは、例えば隣近所の支えとか、あるいは親族、家族、そういう支えがどうしても1人の方の介護をしていく上で貴重な力になっていくということは私も否定しません。

しかし、今度のガイドラインでは、ボランティア主体になっているのですよ。ほかは何もない。そのうちの一つはボランティア主体という、こんなことがあっていいものかと、介護の世界で。いうことが、私とっても疑問なので、我が標茶町もそういう道を歩んでいくのかなど。

それからもう一つは、ボランティア主体といっても、この2年間でそういう人たちをつく

っていくことができるのかなという不安を物すごく持っています。税と福祉の一体改革などと言いながら、必ずしも社会福祉のほうにお金が回っていないと。全部、町内の人のアンケートを見ても、ちょっと筋が違うかなと思ったのですけれども、保険料を払っているのに、また介護でお金を取られるのかとか、保険料を払っているのに十分な介護を受けられないかという、きっとそういうアンケートの回答もあったと思うのですが、もう一度さっき言ったように、ボランティア主体だけに多様なサービスということで任せて、2年間でそれを構築できるのかということと、ボランティア主体ということ自体がこの介護を必要とする社会の中であっていいのかという、この2点について伺いたいと。回答によっては、これで質問を終わりますので。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

都会と地方と状況はかなり違うわけでありまして、その中で国としてそういった方針を出されたとしても、これまでも私ども申し上げましたように、いろいろな福祉施策の中でボランティアというのは当然必要だし、せっかく標茶町でここまで築いてきたともという協働のまちづくりの精神というのは、これはすばらしい伝統だと思って、それはそれで中心としていかなければならない。ただ、現実問題として、いわゆるボランティア主体という絵が描けるかどうかということになると、私は本町の場合はそうではないであろうと思います。

しかしながら、消費増税というのは、これ先送りされたわけでありまして、1年半。新聞等によると、1年半延ばすと大体6兆円か7兆円、税収が減るということでありまして。その間にも、やはり介護保険を求める方たちは、ふえていくわけでありまして。これをどうやってやるのかということになると、それはやはりある程度、先ほどの話ではないですけれども、保険料は下げろ、サービスは上げろ、数はふえる。これどうやって達成していくのかという話になりますと、これはある程度のところで皆さんが痛みを分かち合うといいますか、できることはやっていくということがやはり一番大事なことでありますし、介護を受けなければならないような状況にならないようにどうやってそれまでの間みんなで努力していくのか、そのことがやはり一番大事ではないかなと思っております。

消費税分が全部使われていないということでありましてけれども、これは消費税としてふえた分が全体の中で使われているということであって、最初から福祉施策は消費税だけで賄われるということではないわけですから、それは今までとは違うわけで、その部分についてはふえる分の何%かは回します。ただし、今まで社会福祉施策を支えてきたものは消費税だけではないわけですから、そこら辺のところでは税と福祉の一体改革というのがある。ただ、現実問題としては、そのように消費税増税が見送られましたので、その間のいわゆる財政を、その財源をどこに求めるのかと、この問題は解決をしていないと思います。私としては町としては、繰り返しになりますけれども、決して私どもの福祉施策の中心をボランティアという考え方ではありませんけれども、やはり今までの町伝統文化を大事にしていく中でボラン

ティアの皆様方のお力もいただきながら、できるだけのことをサービスを維持してもらいたいというふうには考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） 財源をどこに求めるかという点では、消費税に頼らない別な道があるということを私はそのことも町長は少しお考えになっていただきたいなど。とにかくサービスを受けるのだったら、それだけお金がかかるのだよと。当たり前ではないかということではなくて、保険料をずっと払ってきているわけですから、そういう意味では消費税に頼らない別な道でそれを解決する方法もあるのではないかと、これを最後に、捨てぜりふみたいになってしまいましたけれども、質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君から答弁あります。

○町長（池田裕二君） 一方的に主張されても私たちも非常に困るわけで、この間何度も申し上げますけれども、いわゆるこの社会福祉施策を充実させるために国がどういう財源措置をとってきたのかということは、私、先ほど町政執行方針の中で申し上げましたけれども、国の歳出というのは基本的に借金で、それを手当てしてはいけないというのは、これ基本的な考え方で、そのために特例公債法案というのがあったのですけれども、これが時の民主党と自民党と公明党の合意によって、予算が議決されれば特例的にそれも認めますという形になりました、4年間だけの数字だと思いますけれども。このことで借金がふえてきたわけです。先ほど言いましたように、既に 1,000 兆円超えているわけです。これだけではありませんけれども、その主なものは、この福祉施策の財源として使われていたわけです。

私が申し上げているのは、このままでいわゆる借金をふやしていったいいのでしょうかということを申し上げているわけです。だから、この問題につきましては、何度も議員と議論をさせていただきますけれども、私はやはり未来の子供たちに負担をふやすという発想はない。そうすると、やっぱり今私どもができて得ることを、痛みを分かち合うということが、これが一番重要なことではないのかなということを申し上げているわけで、財源をほかに求めるということは当然あると思います。

しかしながら、これは消費税というのは、逆に言いますと、皆さんが全部負担するわけです。ある意味、公平な税になるわけです。一番の問題、消費したときにかかるわけですから。所得というのが結局 100%捕捉できないというのがやはり一番大きな問題であって、現状においてもやはりサラリーマンとそうでない方の所得の捕捉率というのは現状として問題があるわけで、したがって、マイナンバーという形の法案もあるわけでありますから、そういった意味で、結局、過去の借金をどうやって減らしていくのか、そのことがやはり私どもとしては責任を持って対処すべきではないのかなというのが私の考えでありますということを私としては申し上げたいと思いますので、よろしく願います。

○12 番（深見 迪君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 12 番、深見君の一般質問を終わります。

次に、7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君）（発言席） さきに通告しておりました多和平の件についてお伺いをしたいと思います。

まず、多和平展望台トイレとドッグランの設置の問題なのですけれども、多和平には、現在、駐車場と売店の中にトイレが設置されてはおりますが、展望台にはないのですよ。それで、標茶においては数少ない観光地の一つでもあり、お年寄りや体の不自由な方々のためにも、ぜひ展望台にトイレの設置を望みたいと思います。

また、他の観光地では、今、競うようにしてすばらしいトイレがあり、観光客がそれぞれ満足感を味わっている。既存のトイレの改修についても、あわせて要望したいと思います。

また、多和平の売店はしべちや物産公社が商売をしておりますが、最近では犬を連れた旅行者が多いことから、近くにドッグランを設置することによって、待っている間は商品購入や食事等により売り上げがアップすると思います。先日のテレビでも6軒に1匹の割合で犬を飼っているとの報道もあり、利用度アップにつなげるためにも設置できないか、伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番、後藤議員の多和平に展望台トイレとドッグラン施設の設置をとのお尋ねにお答えをいたします。

多和平につきましては、牧歌的景観が評価されている展望地として昭和62年に展望台を建設し、その後に観光物産展示施設グリーンヒル多和とキャンプ場を整備した観光施設であり、過去にはビアフェスティバル、カントリーフェスタの開催地として、最近はツール・ド・北海道のステージゴールの舞台となるなど、多くの方々にご来場いただいております。

1点目のトイレに関するお尋ねでございますが、現在の状況は、議員ご案内のとおり、駐車場に併設とグリーンヒル多和内に一般用と多目的用を設置しており、展望台からは190メートルほどの距離であるため、展望台広場付近への新たなトイレ設置は考えておりませんが、それらを事前に利用していただくよう、駐車場等に展望台広場にはトイレがない旨の掲示によりご案内をしておりますので、ご理解をお願いします。

次に、既存トイレの改修のお尋ねにお答えをいたしますが、議員ご案内のとおり、近年、特に道の駅については、道の駅の基準、条件であるため、快適性の高いトイレ設置が整備されておりますが、多和平の既製のトイレについては長寿命化対策を施す中で、現在と同程度のレベルを維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目のグリーンヒル多和内売店の利用度アップにつなげるためにも多和平にドッグラン施設を設置できないかとお尋ねにお答えをいたします。

ドッグランについては、民間設置の有料施設や道の駅に併設された無料施設などがあり、近隣の市町村にも設置されているところではありますが、多和平につきましては公共牧場の敷地内にある観光施設であることから、防疫上を含め、牛を預けている牧場利用者の声として

育成牧場運営審議委員会に意見を賜り判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今、多和平のトイレの関係なのですけれども、190 メーターといいますが、これから老人、それから体の不自由な方々がしょっちゅう夏の間行くわけですけれども、その段階で我々190 メーターといいいながらも、あれだけの坂を上がり下がりしてくるということは大変なことなのです。というのは、下にトイレがありますよと言っても、わからないで上っていったり、お年寄りがあそこから下がってくるまでの時間というのは結構かかるということなので、正直、私、上にトイレがないというのを聞いたときには、ええっ、本当なのと正直なところ思ったくらいなのですけれども、であれば、190 メーターがいいのか悪いのかわかりませんが、町長としては何メーターだったら建てるかということを考えているのかということもわからないわけなので、できれば、この 31 日も恐らく催しがあると思いますけれども、そのときだって何十人、何百人集まった段階で、トイレのためにわざわざあそこまで下がってきて、また上がっていくとか、そして下のトイレも正直言って、あれはトイレでなくて便所という言い方が正しいのではないかと思うようなトイレなのですよ。

今、トイレというのは、やはりどこへ行っても、私も旅行いろいろして歩きますけれども、トイレのきれいなところというのはやっぱり印象に残るのですよ。音楽がかかっていたり、広々としていたり、本当に素晴らしいトイレというのは、今たくさん出てきています。標茶には、特に道の駅がないわけですから、あそこをそれと同じような形と考えれば、相当な人間があそこに行くと思うのですよ。また、坂道というのは、やはり車椅子だとかというのは大変な状況にもなっていますので、お年寄りの場合はやはりいつどのような状況でそこを使うかわからないと。また、売店に働いている人についても、結果的に下までおりてこななければならない。留守になってしまうと。そういうようないろんな状況も重なって、あそこには、この間、私も見に行ったのですけれども、工事をやっていたので、中まで入ることできませんでしたが、とりあえず、あそこの上には誰が考えてもトイレが必要ではないかというふうに考えます。

また、今の下にあるトイレについても、やはりあれはあれとして、この地域は当然しばれるわけですから、今 11 月までの間やっていますけれども、冬の間であれば、あのトイレで誰でも入って我慢してもらおうということは考えられますけれども、それであれば、あの横にでも、ひとつトイレと名がつくようなトイレをつくってもらえないのかというのが一つの意見です。

それと、町長の先ほど言った 190 メーターというのは、どのぐらい離ればどうなのかということもいろいろ考えさせる距離だと思っておりますけれども、これらについてもどう考えているのか。

また、ドッグランの関係についても、多和平、その委員会に付託しなければわからないような話なのですけれども、ああいうやはりすばらしい展望のできるどころには、犬は、今ほとんどの人が旅行する人は、観光客は大型で来る人はそう犬はいないのですけれども、私も旅行している間は、よく本当に犬は連れて歩いています。そして、どこかにドッグランがないか、ドッグランがないかと言いながら、やはり旅行するにも、どこかのドッグランを目当てに走って行って、犬を散歩させたり、今、犬も相当飼ってる人もマナーがよくなって、やはり注射を受けたり、鑑札を受けたりした犬でないところに入れられないというような状況になっていますので、やはり中には仲間同士でふんの始末だとかそういうものもきちっとやっていますので、設置する場所についてはせいぜい大型犬だとか小型犬に分けても 200 坪もあれば十分なスペースだと思うのですけれども、そういうようなところについては、ほとんど費用がかからないと。正直、私もわんわんパトロールの隊員でもありますけれども、みんなも要望しているのは、どこかにドッグランがないか、近くにないかと。弟子屈にもことしですか、ちょっとできましたけれども、私はよく女満別に行って放すのですけれども、あそこに行っても、網走から、それから北見、津別、あっちのほうからもみんな来るのですよ。そして、そこで犬を遊ばせて、そしてみんながそこで憩いながら買い物したりすると。そういうことをすることによって、売店の売り上げも恐らくは変わるのではないかなというふうに考えているわけなのですけれども、経費としては、ただ網でもいいし、鉄の柵でもいいのですけれども、そういう柵をただ張るだけで簡単にできると。私も正直なところ、河川にいたのですけれども、河川の敷地を借りて、網は買ってあるのですけれども、ちょこっとそのぐらい張ってやってみようかなとは思っているのですけれども、占用してまでやるほうがいいのかどうかちょっと今考えていますけれども、この辺についても、もう少し町民というか、犬を飼っている人たちが旅行できる、そういうあれだけすばらしい場所についてはつくったらどうかなというふうに思うのですけれども、もう一度お伺いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 快適なトイレはあったほうがいいというのは、これは皆さん思われると思います。ただ、優先順位としていかがなものかということをお願いしているわけで、実際に私は何メートル離れたら必要だという、そういった数字を持っているわけではありません。多分世の中でそういった数字は出されていないと思っております。多和平にないということであれば、それはそれに対応しなければいけないというのは、まず最初に展望台をつくった後にトイレをつくったというのは、経過としてはあるわけですから。ただ、現状にあって、使っていただいている、190 メーターということであるので、上にはありませんので、前もってという案内をして、利便性を図りたいということをお願いしているわけです。これを幾らでもコストがかかっても構わないということであればそれはそうかもしれませんけれども、決して限られた財源の中で優先的にやっていくときに、新たなトイレというのは私としては優先順位としてはそれほど高いものではないだろうという判断をしたので、先ほどの

ようなお答えをしたわけです。

やはり維持管理等々についてできるだけきれいにとというのは、これ基本だと思います。確かに、何億円もかけて立派なトイレをつくっている道の駅があるということも、私も重々承知をしておりますけれども、そういったこととあったほうが良いという観点の中で、では、順位としてどうなのかということで現状では考えていないということでもあります。

それから、ドッグランについては、私は個人的には町内であるべきだろうというのは、これ従前から担当のほうに検討をさせております。ただ、それが例えば行政が関与すべきことなのか、いわゆる民間レベルで考えられることなのか等々について言うと、これはいろんなご議論があろうかと思えます。

議員は、これはペットというのはそうだと思うのですけれども、飼われている方にとってはそれは家族同様かもしれないけれども、そうでない方もいらっしゃるわけです。多和平に行かれた方が全て犬が平気だということは、これは言えないわけでありまして、犬は見たくもないという方も当然いらっしゃると思えますし、嫌いだ、怖いという方もいらっしゃると思えます。

それと、多和平の、確かにあの中は観光施設、観光客のためにということで設定をしておりますけれども、基本的には公共牧場と、いわゆる家畜を預かる施設であるということであって、そこで完璧にゾーン分けをしているわけではありませんので、クロスしている部分はかなりありますので、私としては育成牧場の運営審議委員会の意見もお聞きをしたいということをお願いしたわけです。

そのことと、羊もいるわけです。羊と犬というのは、これはご案内だと思いますけれども、非常に羊というのは臆病なものでありまして、犬とのかかわりで言うとどうなのか。多和平でのドッグランというご質問でありましたので、私は先ほどのようにお答えをしたわけで、ドッグランそのものは、例えば民間のニーズがあるわけですから、私はそのことを対応される方がいればいいのではないのかなと。あえて、町としてどうこうということではないのではないのかという判断をしておりますので、そういったふうに答弁をさせていただきましたので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 町としてどうなのかではなくて、恵庭にも市が設置してあるドッグランがあるので。だから、町長は必ずいつも誰かがやってくれなければどうのこうのという話で、自分から町から進んでそのぐらいのことをするぐらいはやるような考えを持っていないのですよね、正直なところ。何をやっても、今までもそうではないですか。結果的には、町がしたら、それならそれだけの町民の要望があるのであれば、何とか考えようではないかと、あくまでも審議会ばかりを頼りにするのではなくて。

例えば、したら多和平がだめだと。そうしたら、どこか町有地を考えて、そこに何とかしようではないかと、そういうような前向きな考えを持たなければ。確かに犬がおつかないと

いう人だっただくさんいますよ。いますけれども、そうしたら、そればかり考えたら、そんなの一切できないわけですよ。

ただ、先ほども言ったように、今6軒に1軒は犬を飼っているうちがあるのだと。だから、それだけ需要が多いのだということを考えたら、やはりこの町にも、まして物産公社があそこで商売をしているということは、そういうふうにすると犬を連れて人がたくさん多く来るわけですよ。間違いなく来ますから。そうすると、あそこだっただ商売ができると。私もこの間行ったときには、もう11月で終わりだといいいながら、あそこへ行ってせっかくだからといって買い物したり、カレーライスを食べたりして帰ってきたのですけれども、あれだけの設備が、食堂があるにもかかわらず、やっぱりもう少し使えるような状況が必要ではないかと思うのですよ。

また、もう一つは、物産公社にも一つのアドバイスとして、11月までやるから品物がこれしかなかったと。そういうのではだめでないのかという話までしたことがあったのですけれども、やはりあそこで商売をしているのであれば、そういうような地産地消どうのこうのと先ほどから町長も言っていますけれども、できるだけそういうものの発展のためにも何とかあそこに設置をすることによってそういう人たちが来るのではないかと思うのですけれども、もう一度どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、私は何度も申し上げますけれども、社会は個人や企業の自由な経済活動で成り立っているのが基本だと思っています。それで、市場メカニズムの働かない領域の解決、そのために公共政策があるというぐあいに考えております。私は、ドッグランというのは、先ほど委員もおっしゃっていましたように、各地で民間の方も実際に運営されている方がいるわけでありまして、そういった意味で言うと、決して行政が積極的にそれを指導していくというものではなくて、こういったニーズもあるのではないですかという問いかけをしながら、民間の皆様方の起業というものを待っていくというのが私は基本であろうというぐあいに考えております。

それと、多和平でのドッグランということであったので、多和平でのドッグランについてはこういう問題がありますと。何でも審議委員会の意見を聞くと申しますけれども、私は提案する場合は、町民の皆様方の意見をある程度踏まえながらやるというのは基本だと思っています。したがって、議会の皆様、町政懇談会、それから各種審議委員会等々の皆様方のご意見を承って私どもとしては施策として提案をさせているというのが私の基本的な考え方でありまして、決して私が思いつきとか思い込みでいろいろなものを提案しているわけではないということは議員のご指摘のとおりであります。

○議長（平川昌昭君） 後藤君。

○7番（後藤 勲君） 多和平にということを限定すると、町長の話で、それは了解しまし

た。

とりあえず、そういう要望があるということで、これは一般質問ですから、余り強くは言いませんけれども、とりあえずそんなようなことで考えていただければなというふうに考えています。

それで、先ほどのトイレの関係について、今、私、便所と言いましたけれども、あそこもやはりこれから大型バスでも来たときには、当然少なくなるのではないかなと予測しています。男のほうも女のほうも見させてもらったのですけれども、本当にそれにトイレの中の和式なのですけれども、あそこに手すりがないというのですよ。だから、お年寄りの方があそこへ座って立ち上がるのが大変だという話を聞いたのですけれども、私もそれを見て、男のほうは和式が1つと、それからもう一つあるところはふさがっているのです。それと洋式的な座る便座が1つあるだけで、あとその中にはポット式のストーブがたいてあって、あら、珍しい、こんなところで今火たいて暖かくしているのだなと思いながら入ったのですけれども、それしか男のほうとしてもないような状況ですよね。だから、そういうことであれば、上にどうしても設置ができないのだというふうに考えるのであれば、やはり下のほうのトイレをもう少し整備をするということも必要ではないかと思しますので、その辺のことを要望しながら、一般質問なので終わりたいと思います。あと答弁は要らないです。

○議長（平川昌昭君） 以上で7番、後藤君の一般質問を終わります。

次に、4番・本多君。

○4番（本多耕平君）（発言席） それでは、質問に入る前に、私のほうからお断りをしたいと思うわけですが、実は一般質問の通告をした後に、町長の施政方針が出てまいりましたので、多少町政執行のほうへの質問とダブるかもしれませんが、お許しをいただきながら、私の質問をさせていただきます。

具体的な農業政策を求めるということで、町長の所見を伺いたいと思います。

本町における酪農業、林業を主とする1次産業は、基幹産業として標茶町を支え、町の発展に尽くしてきたことは私が言うまでもありません。

私、幾度か1次産業の問題で町長の所見を伺ってまいりました。池田町政2期8年、そして3期目に入り、新たな抱負を持ち、平成27年度予算編成の最中であると思います。総論ではなく各論として将来を見据え、具体的な農業施策を打ち出すべきと私は考えます。本町の発展は1次産業の発展なくして将来の展望は描けないと町長は常に言われております。過去10年の本町の酪農の推移を見ると、農家戸数、乳量の出荷数、農家人口はことごとく減少しております。このような実態の中で、どのような発展施策を講じていくのか、伺いたいと思います。

まず、1番目といたしまして、農業振興会議、これはご案内のように、本町の経済団体あるいは指導機関、行政、農家等々のトップの方々が会議をなしていると思います。本町の過年度の酪農実態の推移を検証し、本町として農家を、そしてまた農家の個々の経営、いろい

るな形があると思いますけれども、スタイルの展望を行政として打ち出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2番目に、標茶酪農再興事業をさらに増額し、事業拡大を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目といたしまして、政府は経済成長戦略として地方創生を打ち出し、地方の活性化に交付金をとありますが、町長はこの戦略をどのように評価しておられるでしょうか。また、地方創生交付金を活用できる事業等があるのか、検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点について町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、本多議員の具体的な農業施策を求めるというお尋ねに対してお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、酪農家戸数、生産乳量は、ともに全国的、全道的に見ても減少の一途をたどっています。本町においても同様でありまして、生産量にあっては、2002年の17万3,000トンピークに、途中2008年だけは増産に転じたものの、昨年は15万5,000トンにまで減少しました。また、戸数は、この10年間で94戸の減となっています。生産量の減少は地域経済の縮小に直結しますし、戸数の減少はそれぞれの地域コミュニティの活力に深刻な影響を与えることから、この間、継続してJAを初めとする関係機関と連携して対策に当たってまいりましたが、先ほど申し上げた現実に直面をしております。

そこで、1点目として農業振興会議など実態を検証し、町として農家個々の経営スタイルの展望を打ち出すべきとお考えについてですが、私は従前から多様なスタイルの経営体が存在する農村社会が望ましいものと申し上げさせていただいております。小規模な家族経営からメガファームまで、放牧から舎飼いまで、それぞれの技術も百人百様である中で、それぞれの条件に応じて経営者が最良と思うものを選択し、経営を発展させるべきであり、なお不足する部分をJAを初めとする関係機関がそれぞれの任務分担の中で支援するのが原則的な形だと考えています。そのようなことから、本町農業の目指すべき方向性や経営スタイルにつきましては、総合計画や標茶町農業経営基盤強化促進基本構想で経営指標を定め、酪農経営であれば5つの類型をお示しするにとどめていることをご理解願います。

なお、行政が農家個々の営農スタイルについて一定の枠組みを行うことについては、いかなものかなと考えておりますが、農業振興会議等の今後の議論の中で、例えば他の自治体で行った放牧宣言のような取り組みについて発議があった場合には、十分な協議の中で検討することはやぶさかではないと考えております。

次に、2点目の酪農再興事業の予算増額と事業拡大に関するお尋ねですが、一昨年、JAとの協議の中で、草地更新率を上げて良質飼料を生産することが喫緊の課題とされたことから創設した草地更新加速化事業については、平成25年度で188.9ヘクタール、188万9,000

円、平成 26 年度においては概算ではありますが、263.7 ヘクタール、263 万 7,000 円となっており、目標に達していない現状にあります。これは P R 不足や中山間交付金を活用した ____ 自力更新が天候不順により実施できなかったことが大きな要因と分析をしていますが、町と J A で協力して行うこの事業が、草地更新の呼び水となり効果を発揮するよう、今後、仕組みの再構築も含め協議してまいります。

また、バイオガスプラントや畜舎排水の処理施設普及促進など、他の事業種目につきましても、事業推進について J A と協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3 点目の政府の経済成長戦略と地方創生に対する評価に関するお尋ねですが、議員ご案内のとおり、成長戦略は 4 つの視点、すなわち投資の促進、人材の活躍強化、新たな市場の創出、世界経済とのさらなる統合をベースにして、規制緩和等によって民間企業等が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであります。これらの方策が総合的に効果を発揮すれば、日本経済の持続的成長という目標が達成されるとされていますが、アベノミクスの波は私どもが暮らすこの地方には届いているという実感はいまだありません。

また、多岐にわたる成長戦略の中で農業分野に目を向けたとき、農林水産業の成長産業化に向けた改革ということで、企業ノウハウの活用、6 次産業化の推進、農林水産物・食品の輸出促進と一見華やかな字句が並べられています。そう簡単なことではないということは本町においても多くの方に理解いただけることだと思っておりますし、全道に目を向けたとしても、これらにより成長が期待できるのは、ごく一部の作目や地域に限定されるものだと思います。そして、経済成長のために必要なことだとして、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方が検討されていますが、企業本位で進められる制度改革がこの地域にどのような影響を与えるのか、注意深く見守っていく必要があると考えています。

なお、地方創生交付金につきましては、やる気のある地方を応援するというところで地方をあおり立てているようにも感じています。国が必要な財源を適切に地方に渡してくれるのか、具体案となる総合政策の策定が先送りされている現在、選挙後の国の方向性を注視してまいります。J A とともに情報を共有しつつ、本町での活用が可能なメニューがあれば積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○4 番（本多耕平君） 先ほど申し上げましたように、私は、本町の酪農がこういう事態になっているときに、総論ではなくて本町としてのやはり酪農の基礎を築いていく、つくっていく将来を見詰めた、見据えた農業づくり、酪農づくり、農家づくりをどうしていくのだという具体的な施策を求めるといふ大綱のもとに、今回、町長に質問しているわけです。

実は、先ほど町長ちょっと数字も挙げられましたけれども、私も私なりにこの 10 年間の、あるいはまた平成 5 年からもありますけれども、10 年間のちょっと数字を見させていただき

ますと、搾乳家の戸数でもって、平成 15 年には 368 戸、平成 25 年度には 274 戸、平成 5 年度には 497 戸あったわけですから、この 20 年の間で 260 戸強が離農、休農されているわけです。もちろん生産乳量につきましても、平成 5 年度には 15 万トン、平成 15 年度には 17 万 3,000 トン、この時点で農協は中期計画でもって標茶の将来 20 万トンという計画を立てたわけですが、以後、諸事情のことで離農、休農が進んだことによって、25 年度は 15 万 4,000 トン、今年度はともすると 15 万トンを切るのではないかという実は情報が入っております。もちろん経産牛の頭数につきましても、平成 15 年度には 2 万 5,000 頭、25 年度には 2 万頭というふうに、約 5,000 頭が減っております。ただ、この中で注目すべきことは、1 戸平均の生産乳量が平成 15 年度には 470 トンあったわけですが、それが 25 年度には 566 トンということで、約 100 トン増量しているわけです。これはご案内のように、規模の大型化あるいはまたメガファームの誕生などで、戸当たりの生産量がふえるというふうに私は判断しております。

問題のことは、農家人口なわけであります。家族数でもって、平成 5 年度には 2,744 名あったわけですが、平成 25 年度では 1,500 人強です。稼働人数で言いますと、平成 15 年度は 1,026 人、平成 25 年度は 929 人とほぼ横ばいになっております。と申すことは、大型化したにもかかわらず、戸数が減っても人口が、稼働人数が減っていないということは、やはり大規模農家において家族労働だけではできなくて、いわゆる雇用をしているというふうに私は見ているわけですが、稼働人数については大きな差がないわけですが、売上高においては平成 15 年度には 120 億円あったわけですが、平成 25 年度には横ばいになっております。これは野菜、大根ですとか、ビート等々の販売の価格もあるでしょうけれども、乳価あるいはまた、片や販売価格の価格も上がっているということが主でしょうけれども、売上高についてはほぼ横ばいをしているというふうに思っています。

しかしながら、町長も多分、この数字については理解していると思っておりますけれども、これからのデータを見ると、農家の個々の数字を見ると、経営者の高齢化あるいはまた諸事情によってまだまだ下手をすればこの搾乳家戸数が減るのではないかと。私は私個人的には非常に懸念しているわけですが、農協自身も、あるいは町全体の方々も農家の減少は避けられないのではないかと、このままのスタイルでは避けられないのではないかと、いうふうに実は心配をしているわけです。

そんな中で、私は先ほど町長がこのスタイル、酪農家の戸数のスタイルは個々が決めるべきだ、あるいはまたつくり上げていくべきだ。もちろんそうでありますけれども、標茶の、町長がよく言われておりますけれども、草地酪農、草地酪農と言われておりますけれども、確かに草地酪農も大事ですし、あるいはまたフリーストール牛舎の大型化も大事でしょう。あるいはまた家族経営の中で酪農経営も大事でしょうけれども、しかし、行政が口を出すべきではないと町長おっしゃいますけれども、そこが私が言う振興会議等々で、やはり標茶の酪農の生きる道はこういう経営スタイルがいいのではないかと、いうぐらゐの私は姿勢を

打ち出すべきではないかなというふうに思っているわけです。

それと同時に、今回、多分、課長のほうには届いていると思いますけれども、畜産収益力強化支援事業、いわゆる畜産クラスター事業ということで、農協ではまた大型化による推奨をするようであります。搾乳ロボット等々の2分の1補助でやるよと言っているわけですが、この中で今後設立する標茶町畜産強化協議会、これはまたどういうものを指しているのか、当然これは行政も絡んでくると思うわけですが、私は、これらも含めて会議をやりました、聞きました、聞いていますだけではなくて、具体的なやはり振興会議のあり方というものをもう一度見きわめながら、本町の将来展望の酪農の姿を描くべきだということを行っているわけですが、まずこの1点についてちょっともう一度町長のお答えを聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどの後藤議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、私は個人、企業が経営者としてどう判断をされるというのが経済ベースの話だというふうに考えておまして、行政としてそれに対してどこまでどういう形ができるか等々については、今までもいろんな場面で情報提供等々についてはさせていただいております。そこら辺は、例えば家族経営の中で付加価値を高めていく、投資をできるだけ極端を抑えるということもありましょうし、当然生産量を拡大していくということも一つの方向だと思っております。

ただ、1つ考え方としては、やはりメガファームの場合はどうしても輸入飼料に頼らざるを得ないという状況があって、それがリーマン・ショックの後、結局これは物の値段というのが単純に需給バランスだけでは決まらない。いわゆる為替レートも含めてある程度の投資家の思惑によって大きく作用されるという実態が明らかになって、それ以後、農協さんとも協議をしながら、自給率をどうやって高めていくのか、そのことに対しては同じ方向を向いてやりましょうということを申し上げました。それ以前は、これ極端な話ですが、私が行政の立場として、私どもとしては300トンの農家が3戸あるほうが1,000トンの農家1戸よりは望ましいということ、行政としてはそういう方向ですと。しかしながら、経済団体としては、それは1,000トンが目標なのであって、それが3戸でなくて構わないということ、この差がやっぱりずっとあったわけです。でも、それは決めてこられたのは経済団体さんが決めてこられたわけでありますので、私どもとしてはそうではないのではないかとこの話をさせていただいています。

農業振興会議等々のお話で言いますと、農業振興会議というのは、それこそ農協さん初め、共済さんであるとか、普及センターさん、それからメグミルクさんとか指導農業士の方々、酪振連、乳検等々いろんな皆さん方のご意見を承りながら、農協と町、それからいわゆる酪農、農業にかかわる皆さんで方向性を1つにして何を重点的に取り組んでいくのか等々について意見交換をしましょうよということで毎年行っている場合であります。

今回も、つい先日、農業振興会議というのが開催をされまして、そのときにいろんなお話がありましたけれども、やはり大きな問題としては標茶が持っている牛の、特に育成牛の質の高さをもう少しPRして行って、標茶ブランドの育成牛というものをつくっていったらどうかというご意見もありましたし、あと担い手をどう確保していくのかの中で言いますと、先ほど国のほうで、ある程度ロボットというものが想定されるというお話ですが、これは昨年あたりから私もある農家の方から、やはり搾乳ロボットというのはこれからの労働時間の短縮、若い人たちが農家を継承していく場合に有力な手段であろうと。ただし、イニシャルコストが非常に高いので、ちゅうちょされている方が多い。しかしながら、このロボット技術というのは、日本のこれからの成長戦略の一つの柱でありますので、そういった観点から搾乳ロボットというのも事業種目の中に加えていただきたい等々の要請をしてみました。それだけでは十分でないというのは私も十分に考えておりますけれども、先ほど申しましたように、経営者として多様な経営があるわけで、どれが正しいということは、それはその方自身が判断すべきことだと思っています。

したがって、私どもとしては、そういった多様な形態をどう支援していくのかということで、町は今までも、例えば草地の整備改良であるとか、家畜ふん尿処理施設の整備支援であるとか、そういった面で皆さん方がどちらの方向に向いていくのか、こういった方向に向いたほうがいいのではないかと、このことを農協さんと協議をしながら、その方向について行政としてどういった支援ができるか等々に、あと利子補給という非常に大きな問題もありますし、そういった形の中で行政としてはかかわってまいりました。私としては、これからもそういったことで、方向性については、当然これは経営者として経済ベースで判断されることだと思っています。この考えについては、私は町政、これ農業だけではなくて、全ての場合にそのように考えております。それを行政としてどういった支援ができるのか等々について関係機関と色々なお話を、関係を密にしながら進めさせていただきたいということであります。畜産クラスターの事業等々についての可能性についても、これからも内容等については決まってくると思っておりますけれども、そういった場合に最初の答弁で申し上げましたように、標茶町として使えるものがあれば、それは積極的に取り組んでまいりたいというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） ただいまの町長のお答えを聞いて、まさに個々の経営については経営者が判断し、その形態をきちっと守っていくのだと。それは当然そうでありましょうけれども、しかし、現実として標茶の酪農のこの10年間、あるいはまた20年の推移の行政としてそういうスタイルを保っていた場合、行政の立場として今の町長のようなお考えでいわゆる酪農の第1次産業を見ているときに、ともすれば、標茶の酪農はどうなってしまうのだろうか。町長が先ほど言いました。1,000トンの牛乳を出荷するのに1戸の酪農家よりも300トンの農家3件いたほうが、これはもちろんいいのだと。私は、これは本当に、町長、そのと

おりなのです。そのとおりだと思うのです。そういう私は酪農の地域づくりをしていただきたいのです。それが標茶のこれからの私は酪農を支えていく根幹であると。1,000トンの牛乳を搾るのに300トンの搾乳農家が3戸ある。こういうスタイルをぜひ私は町長にしんを持って、これからはやっぱり農政をつくり上げていただきたいという気がするわけです。

その中で、いろいろな場所で町長言っておられます、今後の本町の酪農の中で、TACS（タックス）、さらには研修センター、さらには食肉加工センター、いわゆる屠畜場ですけれども、この3つの柱は重要なものなのであると。したがって、この3点でいいと思うのですけれども、私はこのようなこの3つの事業をこれからの本町の酪農とどのような接点を結んでいくのか。ただつくればいい、あればいい。確かに食肉センターの場合、加工センターの場合にはいろいろとこれから抱えていく問題、直面する問題がありますけれども、それはそれとして、TACSの問題、さらにはこの研修牧場、今つくられましたけれども、それらを標茶の1次産業の発展の中でどのような枠組みをして位置づけていくのか、具体的なこれからの本町との接点があるのだということをぜひお聞かせ願いたいというふうに考えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、具体的にと言われますと、これが具体策です、正直に申し上げまして。食肉センターというのは、私これ本町だけではなくて、釧路・根室管内の酪農・畜産の振興発展のためには必要なものだということで、それをやはり実現させることによって、そのことによって、いろいろな動きというのが当然出てくるだろうと思っております。それに多くを期待しておりますけれども、それについてはあくまでそれは経済ベースの話でありますので、町がどうこうという話ではないと思っております。

それと、TACSしべちゃについてこの間も何回も申し上げておりますけれども、TACSしべちゃに参加されている農協さん、雪印種苗さんの今までの酪農経営に関するノウハウ、そのことを標茶をフィールドに果敢に挑戦をしていただいて、一つのビジネスモデルをつくっていただきたい。例えば、雪印種苗さんがここまで蓄積したいわゆる稲科牧草であるとか、牧草に対する考え方等々については、やはりいろんな可能性が出てくると思っておりますので、そこら辺もやりたい。また、その農地の集約であるとか、バイオガスに取り組むという話でありますので、そういったことが地域の皆さん方の経営にとって、ああ、ああいうやり方もあるのだなということを、そこら辺は喚起していただければ非常にありがたいと思っておりますし、それ以前に私はやっぱり法人のあり方として、今、国のほうは、いわゆる農地の耕作放棄地を減らすために企業参入というものをどんどん進めようとしておりますけれども、この標茶型の酪農をやろうとする企業さんの参入をいただいての法人化、これが一つの起爆剤になり、例えば町内の土木建設業者、ほかの業者さんがまたこの業界に参入してくる可能性であるとか、そういったことも経営者として判断をしていただければいいと思っておりますし、研修センターにつきましては、これも従前から申し上げておりますけれども、

例えば別海、浜中の研修施設をつくって、そこに研修生を受け入れる施設と、標茶は今まではやはり個別農家の方たち、特に指導農業士の方たちに実習をいただいて、その中で研修生を育てる。それはそれでいいのですけれども、やはり研修を受け入れる人たちが望むものと研修を受け入れる人たちとのギャップとといいますか、大きな経営でなければそういった余裕はないわけでありますよね。

ところが、研修をしたいという方たちは、そこら辺のギャップがあると。等々するために研修センターというのは必要だということを申し上げてきましたし、ただそれは農協さんの判断として、個別農家の研修というものを今まで選んできた。それを未来ファームという形で方向転換をして実際にやられて、今回の研修センターに対しての方向になったというように考えております。

やはり酪農、農業に興味のある人たちをいかに幅広く集めていくのか。そのことを考えたときに、この研修センターというのは私は大きな意味づけがあろうと思っております。こういった全てのことが具体的な酪農農業振興施策だというぐあいに私は考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） 特に、T A C S研修センターについてのご返答をいただきましたけれども、当然、研修センター等々については今後指定管理者の中での管理になるのでしょうけれども、今、町長がおっしゃったように、幅広い研修施設としての価値を施設があるだけに、これからの数年間は大変私どもも興味を持ちながら注視をしていきたいと思っておりますので、十分な利用をご検討願いたいと思うわけです。

さらに、酪農再興事業についてのことでありますけれども、先ほど来より生き延びる道としての考え方として、やっぱりより安心・安全な牛乳を生産することが、その牛乳を生産するためには土壌改良、草地改良が喫緊の課題であるということももう常に町長言われております。その事業の中で助成をしているということでもありますけれども、先ほど町長報告ありましたように、残念ながら、この再興事業の中で土地改良への助成でありますけれども、これについては種子について1万円というふうに限定しているようです。昨年度の場合は、先ほど報告ありましたけれども、188.9ヘクタールであると。しかしながら、本町における草地改良、草地生産性事業によりますと約5ヘクタールやっているわけですね。これは、草地生産性事業については3分の1の補助があるわけですが、この酪農再興事業についての1万円というのは、いわゆる自己資金でないと助成をしていないということのようでもありますね、種子代に限り。これについては非常に自己資金、中山間事業のことも、それも入っておりますけれども、種子代で言いますと大体1ヘクタール当たり4万円強するのですね。そのうち町が1万円、JAが2万円、本人が1万円ということで、それはいいのですけれども、町長が言われているように草地づくりの喫緊の課題であるということから言えば、もう少し幅広いものへの草地改良への助成をしてはいかがでしょうか。例えば、雑草が繁茂して草地

の栄養価値が下がっていると。草地更新することによって栄養価値の高い草をつくって牛乳を搾りましょうというのが主体でありますけれども、したがって、188.9ヘクタール、これは先ほど悪天候ですとか、いろんな事情によってできなかったのだという表現でしたけれども、この枠をもう少し拡大して、例えば除草にもいいですよとか、何らかのやはり草地更新に対する呼びかけをするためにも、この枠をふやしてはいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時20分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

酪農再興事業の草地更新の加速事業等々の中味については、今年度においてもなかなか目標数値に達していないという状況であります。それがどういう理由なのか等々についてはJAさんと協議をし、内容等にもし問題があるとか、ほかのこういう形がいいのではないのか等々のご議論があれば、それについて対応できるものには対応したいと考えておりますけれども、ただやみくもに支援をふやすという考え方については、それはやはり一定程度のところにとどめなければいけないという事情もございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） 再興事業の関係、特に私、草地改良についての答弁を求めていたわけございまして、先ほども言いましたように、ヘクタール当たりの事業費が非常に高いわけです。したがって、今、農家の所有面積が多うございますから、その中で土地改良するとなると、最低5ヘクタールあるいはまた10ヘクタールという規模の大きい面積を草地改良、土地改良するわけです。となりますと、幾ら補助事業あるいはまた自助努力でやっても、多額な資金が必要であります。したがって、私、先ほど町のこの土地改良に対する助成が1万円と、実は農協でお聞きしましたら、農協のほうとしては何か種子に対する助成を1万円いただいているのだと。したがって、これを何とかもう少し決まった補助の目的ではなくて、もう少し大きく事業全体の中に補助をしてもらいたいのだという、実は担当者からそのような話を聞きました。

したがって、前段申し上げましたけれども、種子に限りますと、どうしてもヘクタール当たり4万円前後ですから、JAが2万円、自治体が1万円、そして法人が1万円となると、ほんの微々たる、ないよりはいいわけですがけれども、今、町長おっしゃったように、むやみやたらなという表現いたしましたけれども、できる限り、例えばこのような事業に対し

てもう少し枠を広げた事業費の拡大とともに、除草剤への助成とかもう少し決まらないで、農協あるいは個々の農家がこの助成金を自由に使えるような助成をしていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

土地改良事業に関しましては、これまで本町は他の町村と比較しても遜色ないぐらいの支援をしてきております、過去に、国営、道営、団体営等々において。そういったものを踏まえて、その後の支援のあり方としてどういうものがあるのか等々については、これは生産者のみならず、町民の皆様方の広くご理解をいただけるような内容でなければならないと私は考えておまして、そこはやはり経営者としての自助努力、例えば時代的な背景であるとか、そういったことも踏まえて、現状は種子の支援という形に、種子代ということになっておりますけれども、これを過去に草地更新等々について町としてどういった支援をしてきたかということも、やはり生産者の皆さん方にはぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、資金に対する利子補助であるとか、例えば中山間事業であるとか、いろんな意味で支援をしてきておりますので、そういった意味で中味についてどういった支援が可能か等々については、先ほど申しましたように、当初想定していた事業が消化されていないという現状を踏まえて、中味についてどういった対応ができるか等々については、JAさんと協力して新たな施策については協議してまいりたいというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） その助成のあり方について、ぜひ再検討をお願いしたいということをお約束できればというふうに思います。

ただ、町長、補助事業といっても、ご案内のように、国営事業、道営事業あるいはまた公社営事業というのは、いつでも町村の中でどこでもかぶっているわけではないわけで、あるいは例えば公社営事業が終わった場合には次の地区というふうに、随時1地域がどの事業もできるということではないわけです。したがって、いわゆる自己更新、自助努力の草地更新がふえてくるわけでありますから、ぜひ町の、事業に対する補助率かなりありますね。道営事業においては事業費の25%は自治体が持たなければならないですとか、あるいは国営事業についてはというように、いろいろ私は理解しておりますけれども、自助努力によって自己更新をやる場合の助成金を、いま一度あり方というものをぜひJAとの、どうせ助成を、どうせといったら変な言い方ですけども、なけなしの財産の中から草地更新に出すわけですから、1円でも多く農協とのJAとの中での話し合いをしながら有効活用していただきたい。さらなるぜひ再興事業への増額を希望しておきたいと、このように思います。

次に、3番目に言っています、いわゆる経済成長戦略についての地方創生に対する事業のあり方ということで、町長のお考えをお聞きいたしましたし、先ほどの町政執行方針の中で

も、町長述べられております。今、国の財政難あるいはまたその中からという、交付金のあり方ということについては私は理解しないわけではございませんけれども、ただ、先ほど来より町長といろいろとお話をしておりますけれども、町長の標茶の1次産業に対する心構え、あるいはまたそれに対する向かい合う町長の姿勢を聞いていますと、私前段申し上げました10年間の推移、農家戸数から始まって農家人口までの、この推移の問題であります。

確かに、行政がどこまで個々の経済に、あるいはまた農協の事業に町がかかわらなければならないのかということもあるかもしれませんが、現実論として町長がおっしゃるように、全ての個々の農家に対しての援助の仕方というものは、それは考えなければならないのだと。厳しい町財政の中でどれだけ1次産業、いわゆる基幹産業に支援をできるかということについては、とにかく振興会議等々での中での意見を聞きながら進めていきたいというお考えのようですけれども、今、ここまで来ているときに、町が将来の町のことを考えるときに、1次産業がこのままの推移でいきますと、先ほど言いましたけれども、標茶の町がどうなるのか。私は、先般の議会の中でも、限界集落の問題についてちょっとお話をしましたし、お聞きをいたしました。ただ、その限界集落の問題については、国の言う限界集落の定義づけと本町の限界集落というのは考え方がちょっと違うようでありますけれども、現実的に私は、単純に言って、本町にある集落、これがもう本当に集落としてコミュニティーも限界に来ているでしょうし、その地域自身が地域としてもう成り立たなくなっている現実があるわけですよ。それを裏返せば、この酪農の衰退が一番の要因と私は考えております。先般の久著呂の閉校式もありましたし、私が議員になってからも、2校も閉校式がありました。これは紛れもなく、いわゆる基幹産業の衰退あるいはまたその集落からの人口の流出の結果だというふうに思っています。こういう地域がこの標茶にまだまだこのままの推移でいきますと出てくる私はおそれがあると思うのです。そのときに町長がおっしゃるように標茶としてこれから生きていくときに、ただといいますか、何も手をつけずに、失礼な言い方かもしれませんが、具体的な施策も持たずに推移を見守っているようでは、果たしてこの標茶の将来はどうなのかなと。

私、決して大きなことを言うわけではないのです。現実には各地域の集落がどんどん崩壊をし、人口が出て、学校がなくなり、標茶の8,000人もどうなるのかという、皆さんがこれを心配しているわけですよ。これはまさに1次産業の衰退が私は原因だと思っているのです。となれば、やっぱり将来を見詰めた農政の具体的なものを経済団体あるいはまた町民とともに作り上げていく私は必要があると思うのですが、これは総論でなくて、私は各論の部分で町長とお話をしたいわけです。いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員のご意見はご意見として承っておきます。過去の推移等々については、現実的にこういう状況になっているということでもあります。

このことが行政が何も手を打たずに来たと一方的に断定をされても、そういった問題では

ないと思います。私は具体的な施策ということを行いますと、今までも酪農を基幹産業として、これを振興発展はありえない。具体的に何をということ、3つの大きなプロジェクトというものが大事であるということ、今までやってきた施策の中で、それはいろんな意味の支援策というのが、農業の施策についてはあるわけでありまして、それを具体的な具体的なと言われましても、例えば食肉センターについても、どのぐらいの町が負担をしなければいけないのか等々を考えたときに、町の限られた予算の中でこれだけのものを投資しようということは、私は意思として明確に申し上げておりますし、農業生産法人の問題にしても町として具体的に出資をしておりますし、研修センターについても跡地利用ということで具体的に取り組んでおります。再興事業についても、こういったものについては支援をしております。また、農道作業道の支援については、しています。こういったことが具体的な取り組みではないのでしょうか。それが行政だけが頑張ったからといって、例えば人口減がとまるのであれば、これ日本全国がこういう問題にならないわけですよ。

だから、それは議員の意見は意見としてお聞きをしておきますけれども、みんなが知恵を出して何とか町の人口減少を引きとめ、町が発展をしていくために何がということ町の施策として提案をし、そして議会の皆さん方に予算も含めてご了承いただいてここまで取り組んできた結果として、これは私どもの努力が足りなかったといえそうかもしれませんが、そういうことを申し上げますと、日本全国全てがそうなるわけです。では、具体的にどういった方策があるのか。もし、あるのだとすれば、私どもはそれに見習ってやりたいと思いますけれども、そういった方策がない中で標茶としてはどういった施策ができるかということで、私はずっとこの間こういった提案をさせていただいております。これ以上に具体的なということになりますと、私としてはちょっと思いつきませんので、もし何か具体的なご提案があるのであれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） 声を大きくするわけにはいきませんが、非常に私は町長のご答弁には本当に残念に思うわけです。

確かに、日本全てのところで1次産業、これが衰退し、農家が減り、少子化が進み、高齢化が進み、地域と都市間との格差が広がっている。まさにそのとおりでありますし、紛れもなく標茶もその道を走っているわけです。ただ、その要因は基幹産業であるこの標茶の場合には、1次産業の酪農の衰退にはかならないというふうには思っているのです。確かに町長おっしゃるように、この離農、休農を食いとめる即効性のあるカンフル剤は確かにないかとは思いますが、ないと思います。ただ、そういうスタイルでもって過去ずっと進んできています。町長がおっしゃるように、今、TACSの生産法人もこれからの標茶のために研修すべきところを使っていきたいのだ。あるいはまた研修牧場についても、研修センターについてもこういうものを利用して、若い人たちあるいは新規就農等々についての利用を十分にしていきながら、あるいはまた生産法人、メガファームに対する労働提供するためにも、こう

いうところでもって十分研修をしてもらいながら、実質、有効利用をしていきたいのだと。あるいはまた食肉加工センターについても云々かんぬん。確かにそれはわかります。

でも、あのような生産法人、TACSのような法人が町長、理想ですか。先ほどおっしゃったように、町長は1,000トンの乳量を出荷するためには1件よりも3件で1,000トンの乳量を出荷してもらう、そういうやっぱりスタイルをつくっていききたいのだと町長、先ほどおっしゃいましたよね。私も同感なのです。そういうことが地域の経済あるいはまた集落を守り、地域が私は創生になっていくと思うのです。それはあなた、理想だと言うかもしれませんが、これは私、最後に町長にお願いしたいことは、町長、もう3期目に入りました。2期8年の町長は自負するものがあると思います。ならば、やっぱり池田町政としての農政に対する具体的なカラー、農政カラーを出して、それに私はぜひスイッチを入れていただきたいのです。それがあれば教えてくださいというのなら、私、後ほど町長ともお話ししたいと思います。

ぜひ姿勢として、取り組む姿勢を、農家が生き延びるためには今の1次産業の戸数の、例えばこの272戸の搾乳農家をとにかく1戸も離農させないのだ。あるいはまた離農したとしても、新規就農を入れてこの戸数は守っていく。限界集落をなくしていく。学校もこれ以上閉校させない。そういう私は強いメッセージを出していただきたいのです。池田町政としての私はカラーの政治をしていただきたい。出していただきたい。誰しもがわかる、それにスイッチを入れていただきたい。これを最後に、私、町長に最後にご質問、ご答弁をいただいて、終わりたいと思いますが。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は8年間で私なりに具体的な施策の提案をし、酪農、農業、農林水産の振興については努力してきたつもりであります。そのことがカラーがないとおっしゃるのだったら、それは甘んじて私は受けとめなければいけないと思いますけれども、私は今回においても、先ほど申しましたように、食肉センターを初め、研修センター、生産法人、再興事業、それから中山間のときもそうでしたけれども、そういった等々を全てをひっくるめて、これが私の考える酪農、農業、第1次産業の推進事業の姿だというぐあいに考えます。それで、カラーが出ていない、見えないということであれば、それはそれでいろんな方々のお考えであろうかと思っておりますので、それはそれで仕方がないと思いますけれども、実際に具体的な事業等々を勘案いただければ、本町がどれだけ酪農、農業に対して支援をしてきているのか、これは過去も含めてですけれども。そのことに対して私は、他町村と決して遜色はない、むしろ他町村よりすぐれていると、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

（「もう一言」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 本多君。

○4番（本多耕平君） 何回も申しますけれども、町長は今おっしゃったように、数々の農

業施策を出して、本町の基幹産業の育成を担ってきたという自負するものがあるかと思えますけれども、それは個々考え方いろいろと私も含めて標茶町の首長としてぜひこれからも酪農振興、1次産業をとにかくこれ以上衰退させないという気持ちだけはいま一度持っていたきたいと思えます。

最後に1つだけお願いがございます。

先ほど触れておけばよかったのですが、推移の中でも言いましたけれども、農地が、町長、一口に3万ヘクタールと言いますが、農協のほうとして押さえているのは2万5,000ヘクタール前後なわけですが。先般もお聞きした中でも、この面積のうち約3分の1、8,000ヘクタールぐらいが公社の買い上げですとか、賃貸ですとか、まだまだ農地の利用が中山間事業が走っているだけに、まだ保全、担保されているわけだからいいですけども、今後、戸数の減少等々によって農地の保全等々もままならず私はなってくるような気がしてならないわけです。ぜひ、そういうことも踏まえて、標茶全体のこれ以上の酪農の衰退が本町の経済にとってどれだけ大きくなっていくかということ再度町長に肝に銘じていただいて、ぜひ私の質問に何点かでもお聞き願えればと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

(「答弁は要らないのか」の声あり)

○4番(本多耕平君) 要らないです。

○議長(平川昌昭君) 以上で4番、本多君の一般質問を終わります。

次に、2番・長尾君。

○2番(長尾式宮君)(発言席) 私のほうからは、2件質問をさせていただきます。

まず初めに、標茶町の実情に合ったごみ処理施設の計画をと題して質問いたします。

我々現代人は、文明の発達、社会の熟成に伴い、大変便利な社会生活を送っております。しかし、豊かさの象徴でもある消費は、ごみ問題として長きにわたり国内それぞれの自治体で大きな課題となっております。

釧路管内では、一つの方向性として平成14年より釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村、弟子屈町での1市4町村で「釧路広域連合」を組織し、ごみ処理に対応しております。

本町の現在のごみ処理施設においては、老朽化に伴い、たび重なる改修により延命がされておりますが、現在、新たなごみ処理施設の計画が進められております。

先般、全員協議会の中で担当部署より施設の説明は受けておりますけれども、町民の中には新しいごみ処理計画の全容について不明な点もあり、不安視、不安を抱いている方等もおります。それを念頭に本計画において重要なのは町民の利便性と環境問題対策であると考えておりますが、どのような経緯のもと、運営方法、施設の規模、運用等が計画されているのか伺います。

○議長(平川昌昭君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 2番、長尾議員の標茶町の実情に合ったごみ処理施設の計画

をとのご質問にお答えをいたします。

標茶町は、平成7年に現在の焼却施設、最終処分場の供用を開始するとともに、釧路管内では他の市町村に先駆け、ごみの有料化に着手し、住民各位のご理解、ご協力のもと、減量化に努めてまいりました。

焼却施設につきましては、平成14年にダイオキシン対策を施すとともに、大規模改修を行いました。建設から19年が経過し、老朽化の影響が顕著となり、定期点検での故障箇所の早期発見と補修により、延命に努めるものの、毎年その補修に係る経費が増加をしており、起債償還も終了いたしましたので、抜本的な見直しが必要と判断したところであります。

また、最終処分場につきましても、町民の皆様のご協力により、当初の予定を大幅に超える使用ができましたが、さきの残余容量調査の結果から、軽微な変更をしても平成30年7月には計画容量に達することとなりましたので、同様の判断に至ったところであります。

管内の状況につきましては、平成14年に発足した釧路広域連合において、釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村、弟子屈町が処理し、浜中町は根室市へ委託、厚岸町は単独で処理しております。

そのような状況のもと、平成25年度の厚生文教委員会の所管事務調査でもご説明申し上げましたが、町内ニーズに対応したごみの受け入れ、地元雇用、地元からの資材確保等による経済の活性化などから町単独での施設改修と判断をしたところであります。

本年度から循環型社会形成推進交付金事業により、ごみ焼却施設、最終処分場建設に向け、基本計画、実施設計、生活環境調査に着手しているところでありますが、施設規模といたしましては、ごみ焼却炉が1炉で週5日、日中8時間運転で8トンのごみ焼却をできる規模となっております。

また、最終処分場につきましては、埋立地面積約4,200平方メートル、埋立容量が約1万7,000立方メートルで、15年間分の燃えないごみと焼却残渣を埋め立てることができる施設規模となっております。

なお、施設の運転につきましては、現在と同様の委託業務もしくは指定管理者制度によるものを想定しております。

新施設の稼働後につきましては、平成31年度に廃止焼却炉の解体、翌年には跡地にリサイクル推進施設を建設する計画となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○2番（長尾式宮君） 今の町長の説明で大体のところは私のほうでも聞いている内容のとおりでありまして、町の方々が聞いても、大体こういった計画で進んでいるというふうに理解していただけるのではないかなと思います。

その中で1点、ちょっと質問させていただきますが、近年ではよく再利用、ごみだけではなく、熱の再利用といった部分でもよく話題になっておりますけれども、そういった部分

で今回の施設に関して、将来像的なものというのとは何か考えていらっしゃるのか、伺います。

○議長（平川昌昭君） 住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、改修するごみ焼却施設につきましては、循環型社会形成推進交付金事業により整備するものでございます。その中で、交付金対象とするにはエネルギー回収ということで熱回収施設ということが補助メニューになっておりまして、焼却するごみの中から 10%以上の熱利用を図らなければならないということが課せられております。

今回、標茶町の施設ですけれども、ただいま町長のほうから説明ありましたとおり、週 5 日 8 時間、日 8 トンで大体週 40 トンのごみを焼却しているのですけれども、施設規模が小規模なものですから、熱利用として有効なのは、温水で活用するか、蒸気で活用するかとでいえば、蒸気のほうが熱効率がいいと聞いておりますけれども、施設規模の関係で蒸気の施設は設置できないということで聞いております。

そういう中で、小規模ながら 10%の熱を回収するということでは、機械の余熱のほうに発生する熱の全量の 90%が使われておりまして、交付要件であります 10%につきましては、燃焼用空気の加熱におよそ 7%、施設の暖房給湯用に 3%の利用を考え、現在想定しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 内容のほう、理解いたしました。

あともう一点、先ほど埋め立てに関して 15 年分の埋め立てを確保しているということでしたけれども、15 年というのは正直言って早いのか短いのかはわかりませんが、それ以降の計画というか、大まかな敷地というか、土地の問題もあるかと思うのですけれども、そういったところのある程度の流れというのはあるのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君） 最終処分場の埋立容量、15 年間といいますのは、平成 30 年で容量に達して、15 年間ということで、交付金の補助要件としまして最大で 15 年間分の容量しか認められておりません。ですから、今後、町民のご協力をいただきましてどんどん減量化を図れば、15 年ではなく、それが 20 年という形に延命していくことが可能かと考えております。

○議長（平川昌昭君） 2 番・長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 次の質問に移ります。

2 件目は不妊治療に対する支援をということで、質問させていただきます。

さきにも質問いたしましたが、その後、北海道の支援に連動するような形でさまざまな支援を行う自治体もふえ、現在はその自治体数も 60 を超えております。

少子高齢化が大きな問題と認識されている中、各自治体の施策に苦勞がかいま見えている次第でございます。

現在、指定医療機関は道内 26 カ所ありまして、そのうち 15 カ所が札幌市内に集中しております。釧路・根室管内においては 0 カ所で、標茶町から一番近いところで北見市内の 2 カ所であります。

不妊治療の関してはさまざまな考え方も伺っておりますが、標茶も過疎で悩む町の一つであれば積極的に取り組んでいくのが自治体の役目ではないかと考えております。また、指定医療機関の場所を勘案すると医療格差を是正すべき方策が必要とも考えております。治療に伴う交通費等の助成が標茶町としては望ましいのではないかというふうに考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2 番、長尾議員の不妊治療費に対する支援をのぞねにお答えいたします。

本件につきましては、以前にも長尾議員や鈴木議員のご質問にお答えをしておりますけれども、ことしの 9 月定例会では、総合的に検討してまいりたいとお答えをしているところであります。

現状では、議員ご指摘のとおり、釧路・根室管内には特定不妊治療費助成事業指定医療機関がなく、札幌圏に集中していることから、治療費のほかに交通費の負担がかさむなどの経済的な負担が大きいなどにより、不妊治療を受けづらい環境にあると認識をしております。町として具体的にどのような支援をすべきかにつきましては、現在開催しております福祉政策検討委員会等のご意見等も参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 今現在、検討の段階に入っているというふうにお話を伺いました。

この不妊治療に対する支援をというのは、恐らく来年度以降、国の施策の中にも予算化として出てくるのではないかというふうに考えております。そういった中で、現在もう既にそういった施策を取り入れている自治体もある中で、ぜひ来年度に向けて標茶町としても取り組んでいただきたいと考えております。

そういった中で、特定指定医療機関、釧路にゼロというのは非常に残念なことでございます。どうしても都市圏に集中してしまうというのは、これはある意味、病院経営の中では仕方のないことなのかもしれません。

そういった中で、私、今回の質問の中ではぜひ交通費の支援を、助成をというふうにお話しさせていただいておりますけれども、あとはもう一つ、以前ちょっと質問のやりとりの中で相談を受けるのが女性がメインというような流れの中で、不妊治療に対する悩みを抱えているのは女性が多いというのが前提で話が進んでいた部分もあるかと思うのですが、中にはやはり男性側でも悩んでいるケースなんかもあると思います。そうなってくると、奥

さんだけが札幌まで行って、あるいは場合によっては夫婦ともに病院に通わなくてはいけない、そういったケースもあるかと思えます。そういった中で、以前はなかなか標茶では相談するケースがなかったというふうには聞いておりますけれども、ぜひ窓口等の周知をいま一度していただいた上で、ぜひ子育てだけではなくて、これから標茶で子供を産みたいというふうに思ってくれる人たちをふやすための、そういった施策もぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。

プライバシーの問題もあって、なかなか町では取り組みづらいというふうに以前答弁のほういただいておりますけれども、これからやっぱり標茶町として子育てしやすい環境あるいは子供を標茶で産んで育てたいと思ってもらえる施策、こういった角度からでも結構ですので、ぜひ協議していただきたいと思っております。答弁としてちょっと難しくどういうふうに答えて答弁されるのかちょっとわからないのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろんなご意見があろうかと思えますし、その一つ一つを私は全てどうこうと言うつもりはありません。ただ、子供が欲しいと思っていて、それが可能でない人たちの悩み事に対してどう町が対応していくかという観点から私は検討させていただきたいということでありまして、少子化であるとか、人口減少の対策としてという発想は私はしておりませんので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

そのことと、町としてどういった施策をとということになりますと、これは先ほどの後藤議員の質問のときにもお答えをしましたが、施策の優先順位として限られた財源の中でどこら辺に優先順位としてあるのか等々については、個別の施策についてはあったほうがいいというのは多分そういうことだと思いますけれども、ただ、優先順位として限られた中でこれが財源がどこまでもあるということであれば、それはそれで構わないと思えますけれども、等々についてのご意見を私は福祉施策の検討委員会の委員さんの皆様方の意見も承りながら総合的に判断してまいりたいと、そのように最初お答えをしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2番（長尾式宮君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番、長尾君の一般質問を終了します。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 3点についてご質問申し上げたいというふうに思いますが、通告しておりますので、通告から逸脱しないようにご質問をいたしたいというふうに思いますし、さらに同僚議員からはかっかするなよというふうにもご注意をいただいておりますので、冷静になろうと努力をしたいというふうに思います。

1点目につきまして、虫歯予防としてのフッ化物洗口の中止をとということでご質問を申し

上げます。

2010年度の12歳児の虫歯経験指数が残念なことに本町がワースト1との実態から、また3歳児についても全道、釧路管内と比べて虫歯が多い傾向から、保育園、幼稚園の4、5歳児にフッ化物洗口を実施してきています。3年間実施してきていて、その効果はどのようなのでしょうか。このように質問しましたが、まだ効果というのは正直言って見えないのではないかなというふうに思っておりましたが、その後の虫歯調査はしてきていますか。状況を伺います。

フッ化物洗口実施に当たって、保護者への説明が十分ではなかったと考えておまして、あえて今回質問を再度取り上げさせていただきました。虫歯予防の効果だけを説明してきたのではないのでしょうか。

6月定例会で同様の質問をいたしました。議会だよりを読んでもらった保護者から、また、保育園、幼稚園の保護者に私自身聞き取りをいたしました。私が6月で述べたようなリスクの説明はなかったと言われておりました。今年度の実施に当たっての説明で配付された資料にも、リスクについては記載されておられません。私が保護者からお預かりをしましたのを、これを配られたというふうに聞いております。

リスクについて6月定例会で詳しく述べましたが、答弁の中でフッ化物は自然界に分布していると答えておりました。自然界に存在するものであっても、それを人為的に使用することの危険性を考えなければなりません。警笛を鳴らす研究者や専門家がいる以上、単に効果だけに目を向けず、もっと慎重に考えることが必要だと思います。リスクがあることがわかり、受けることを希望しなかった保護者もいたと聞いておりました。また、平成27年度からの小学校における実施予定に対し、教師の中からも見送るようにとの要請があったとも聞いております。

繰り返しになりますが、疑わしきは使用せずで、幼児、小学生のフッ化物洗口は実施すべきでないと考えますが、いかがでしょうか。ご質問申し上げます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の虫歯予防としてのフッ化物洗口の中止をのお尋ねにお答えをいたします。

保育園、幼稚園でのフッ化物洗口につきましては、本年6月定例会で基本的な考え方については既に述べておりますが、虫歯予防の一つの手段として、保健所や地元歯科医師の協力を得ながら平成24年度から保育園、幼稚園の4、5歳児の希望者に実施をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

これまで3年間の導入実績はありますが、統計的には12歳児の虫歯本数が基本でありまして、町内でフッ化物洗口を受けている児童は現在小学校2年生以下でありますので、統計上で比較できる資料はございません。また、町独自の虫歯本数の調査は実施しておりません。

フッ化物洗口につきましては、永久歯に生えかわる4、5歳児からフッ化物洗口に取り組

むことにより、歯の質を丈夫にすると言われております。虫歯予防の一つの手段として保健所や地元歯科医師の協力を得ながら、保育園、幼稚園の4、5歳児の希望者に継続して実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

虫歯予防としてのフッ化物洗口の中止をとのお尋ねであります。前段のフッ化物洗口実施については、町長の答弁と同様であります。

学校における実施についてでありますけれども、全小学校の教職員説明会を町長部局と連携し、また釧路教育局、釧路保健所の協力を得ながら実施したところでありますし、今後、同様の保護者説明会を開催いたしたいと考えているところであります。保護者から同意が得られた場合には、保育園、幼稚園の実績を踏まえ、実施に向けた検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 希望者に実施をしている。そのとおりだというふうに思いますが、私が述べましたように、リスクをどのように説明してきたのか、そのことが私は問題だというふうに思っております。

それで、保育園、幼稚園に配られたフッ化物洗口を始めよう、虫歯を防いで元気な歯にというスローガンで配られたものに関しましては、フッ化物の効果として3点挙げられておりました。このことで実施をされたというふうに思っておりますが、フッ化物のQ&Aにも「フッ化物ってなあに?」「誤って洗口液を飲み込んでしまっても大丈夫ですか」「病気によってはフッ化物洗口は実施してはいけない場合がありますか」、この3点のみをQ&Aという形でお知らせをしている。そういうふうにこれは書いておりますが、私が聞き取りをしましたところ、私がリスクがこうこうこうありますよというご説明で、あるお母さんは2人の子供を受けさせたと、幼稚園時代に。私は鈴木さんの話を聞いて一晩寝られなかった、そう訴えました。

前段述べましたように、私も若いころ無知でしたから、子供にはフッ素塗布というのを勧められておりましたが、しておりましたが、結果として子供たちが幼児、子供たちが大きくなったときの、要するに健康被害を私は心配をしているのです。ですから、先ほど町長が希望者に実施をしてきているというふうに言われていますが、その希望者に対してもきちっとしたリスク説明をされていないというふうに私は理解をしました。そして、後から聞きまして、電話をいただきました。ある方は、これはやっぱり危ないよと。だから、受けさせないと言ったら、正直な話、そこに、説明会の席でちょっと言った方に対して反論があったと、行政側から反論があったというふうにも聞かされました。それと、近隣の町村で実施してい

るところの歯医者さんの保護者、子供を通わせている保護者からも、歯医者さんですよ。うちの子供にはリスクが大きいので受けさせないでくださいと、そうやって申し入れたという近隣町村の歯医者さんのお母さんもいたということも私は聞きました。

標茶町の場合は、歯医者さんのご協力をいただいておりますというふうに言われますが、そこまで本当に私はリスクというものをしっかりと理解して取り組んでいるのだろうかというふうに正直言って本当に思うのです。私が一等最初に取り上げたときも、えっと、そんなリスクあるのですかと言った職員の方もいらっしゃるのですよ。それと、歯医者さんが勧められているのですよという職員の方も正直言っておられました。私は本当に残念だなというふうに思っておりますので、本当に勧めるのだったら、十分なリスク説明をしていただきたい。その上でこれは自己責任ですから、受けるか受けないかの判断を保護者にさせていただく。そのような形とれませんか。伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員が言われているリスク説明というのは、どこまでしろとおっしゃっているのか。世の中にはいろんな考え方がありますし、いろんな学者の方もいらっしゃいますし、データ、学説全てを私は承知しているわけではありませんけれども、少なくとも私どもとしては保健所、地元歯科医師の指導を仰ぎながら進めているということでありまして、そのリスク説明が十分でないということは、言葉としては、それは非常にそうかなと思うのですけれども、では現実問題としてどこまで説明すればいいのかということについては、これは非常に難しい問題がありますし、一町村がそういうのを、専門家がない町村が判断をするべき問題ではないというぐあいに考えています。

それと、議員のところにはいろいろな父兄の方なりからそういう意見があったかもしれませんが、逆に言うと、私どものほうにもやはりこれによって虫歯が防げるのであればという声も伺っておりますし、そういった前提で私どもとしては実施をしているわけでありまして、一番大事なことは強制でなく任意ということでありまして、それについては私どもとしてはこの基本線というのは守ってまいりたいと考えております。

やっぱり全てのことにリスクゼロというのはあり得ないわけですから、そのことを素人である私どもがどう判断するかということになれば、例えば、国、道が進めていることについては、やはりそれはそれとしてある程度の根拠があるということで私どもとしては理解をしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の言うのも十分私も理解はできますが、ただ、残念だったのは、今、町長が一町村が判断できないというふうに述べられました。私は健康のことであれば、町長の考え方一つで道が仮に進めようとしてもうちの町村としてはできませんとはっきり意思表示ができるのではないのでしょうか。その辺もう一度伺いたいというふうに思っております。

す。

それと、学校のほうですね。強制的にはしないというふうに言われておりますが、やはりしっかりとした保護者説明というものをやるべきだというふうに思いますが、これは 27 年度の 4 月から実施しようと、導入しようとしていますか。だとすれば、保護者に対しては、どのように、いつ説明しますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町長としてその判断をしろということでありましてけれども、私はこういったことに関して知識も情報も持ち合わせておりませんし、絶対安全だとも、絶対危険だとも、そういったことも言えない。これはいろんな場面で申し上げてはいますが、やはり国なり道なりが指示していることについていうと、私どもとしてはそれを了とするということであろうかと思えます。現にいろんな問題等々にあつて、実際に子宮頸がんのワクチンの際もそのことは申し上げましたし、世の中がやはり必要だということが必要だと、これはいい方法だということで、実際には町として判断をしたわけです。では、そのときに私が個人的にそのことに対して知識があつてとかそういうことではないわけで、一人の人間が判断できる知識、情報というのは、これは限られているわけで、そういった場合に何を根拠とするのかというのは、何でもかんでもそれは結果としては私の責任になるかもしれませんが、その判断を私一人がしろというのは、それは現実問題として、どなたであっても私は無理だと思います。

（「それは違う」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、保護者の同意を得られてから実施しますと言っていますので、27 年度からやりますというような言い方はしておりませんので、ぜひその辺をご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 教育長、保護者の同意。しかし、説明会は当然しますよね。それを時期的にいつごろと考えておりますか。そこを伺いたいというふうに思えます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今、学校のほうの説明会は終わりましたので、これから学校長のほうと協議しながら、これは具体的日程はまた設定しなければならないものですから、学校のほうと協議しなければならないのですね。それから保護者の説明会をやっていくということですから、日にちを大前提にして物事を進めるという考え方はしておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 揚げ足をとりたくないし、長々やっても町長が考え方がとにかく変わらないと。ましてや、残念なのは、とにかく国や道の言うことにとりかかるところに私は正直

言ってひっかかります。やっぱり国、道が進めてきたとしても、ノーと言っている自治体もあるということですね。やっぱりこればかりではないですよ。フッ化物洗口ばかりでなくて、ほかのものに関してもありますので、その辺を、それと一個人ではなくて、町長はうちの町の町長です。そのこのところの判断です。一個人、池田裕二さんに私は質問申し上げているわけではないです。町長にです。そのこのところの、政策判断としてしていただきたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいなというふうに思いまして、堂々めぐりになりますので、あえて、町長の顔色変わっていますし、十分なやっぱり説明会にはリスクの説明をどこまでというふうに言われましたが、私が述べたような、6月に述べたぐらいのことは説明会で申し上げていただきたいというふうに思っておりますが、担当課長、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 指名されておられませんけれども、私の考え方を。これは放射能のときにも申し上げましたけれども、私どもは専門的な知識がないわけです。ない中でどう判断するかといった場合に、やはり国や道のほうが専門家の皆さん方が多いし、そういった皆さん方の判断を一つのよりどころに判断をしていくという意味でございまして、何が何でも町長として私は判断しているのだと思います。

それと、議員のおっしゃっていることと、先般、教育関係者の方から子供教育の貧困解消、教育格差是正など教育予算の大幅な拡充を求めるとともにというような要請がありまして、そのときにも学校におけるフッ化洗口を強制することなく慎重に扱うことという要請がありました。そのときに私が申し上げて、うちとしては強制的に行っておりませんということで。ただ、その中の要請に来られた中で、理由としては集団で大勢の子供に行くことは目が届かなくて管理上十分な対応ができない。フッ化洗口というのは家庭で行うべき、公教育として行うことについては疑問だという、そういう判断をされていましてし、過去の予防接種のときに注射器の使い回しとかがあって問題があったと。だから、だめなのだということで、そういうお話でございました。そうすると、議員がおっしゃっているように、必ずしもおっしゃっていることが違うわけでありまして、そういった意見もあると思います。私がお答えをしましたら、大半の要請者の方が、若干の一、二名の方は公教育とは何だという話をされていましてけれども、公教育というのはいろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、ここからここまでが公教育でここからここまでが家庭という、そういうことは私は学校生活においてははないというぐあいに私は考えておりまして、そういう要請をしたら、結果として要請時に来られた方たちは強制でなければいいのだということをおっしゃっていましたので、申し添えておきます。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 要請があったときにはそのようにお話をされていたということを私は聞いておりませんが、私が教職員からの、いや、いいのです。そのように、町長の言うような言い方は全くされていなくて、学校現場においてフッ化物はしないでくださいという

ことで伺っておりました。

それから、次に入らせていただき…

(何事か言う声あり)

○9番(鈴木裕美君) リスク説明を十分にさせていただきたいというふうにはですか。いかがですか。

(何事か言う声あり)

○9番(鈴木裕美君) では、次に入らせていただきます。

ピロリ菌検査の実施についてであります。

我が国のがんによる死亡者数は、現在、肺がんが最も多いとされていますが、2番目には胃がんが多く 1970 年から毎年5万人が胃がんによって死亡していると厚生労働省の患者数調査で明らかにされています。

先月 11 月 1 日に釧路市で、「胃がん・肝がんの撲滅を目指して」と題した市民講座が開催されました。ピロリ菌研究者の第一人者で北大第三内科の特任教授をされていた浅香正博氏は、日本では胃がんの約 98%はピロリ菌感染が原因だが、薬を1週間飲めば除去できると説明、ピロリ菌の除菌とその後の内視鏡検査で日本では胃がんによる死亡はほぼ 100%なくなると訴えた。また、北大特任講師の間部医師は、胃がんは予防できる時代になったと指摘し、中学生・高校生など若いうちにピロリ菌感染の有無を検査することで、確実な胃がん予防ができると呼びかけたと新聞報道がありました。

私は、11月16日に帯広第一病院消化器内科部長とお会いすることができ、ピロリ菌についてのお話を伺いました。ヘリコバクター・ピロリ菌は以前より消化性胃・十二指腸潰瘍、自己免疫性溶血性貧血、リンパ腫などの原因菌であることはわかっていましたが、1994年行われた疫学研究からピロリ菌が胃がんの確実発がん因子であることがはっきりとした。さらに、2014年にはWHOが胃がん撲滅のために除菌治療を勧告している。ピロリ菌に一度も感染していない胃には粘膜の萎縮や化生などの変化は全く見られないが、そうしたきれいな胃に胃がんが発生する割合は全胃がんの0.4%程度と言われており、ヘリコバクター・ピロリ菌は撲滅すると胃がんの罹患率は激減すると思われると話してくださいました。また、ヘリコバクター・ピロリ菌に持続感染するのは幼少期の感染が多く、成人期の感染では持続感染は少ないことがわかっている。持続感染が維持されると、胃の粘膜に腸上皮化生が発生し、その化生が胃がんの高いリスク因子となるため、化生ができる前にピロリ菌の除菌をすることが望ましいとも話されておりました。

そして、がん予防に積極的に取り組んでいる北大では、前第三内科の浅香教授と間部特任講師が中心となって胃がん撲滅プロジェクトを展開していること、その中でもその一つの柱が中学生・高校生に対するヘリコバクター・ピロリ菌除菌事業の立ち上げです。一般的にはどの年代であろうと、健康保健上、ピロリ菌の除菌に対しては例外なく必ず内視鏡検査が必要です。これはヘリコバクター・ピロリ菌の感染が続くと胃がんが発生しやすくなるからで

あり、現時点で存在かもしれない胃がん病変を見逃さないためだということです。ただし、中学生・高校生では胃がんの発症はほぼゼロであり、胃カメラは省略することができると考えられる。しかし、その場合、自由診療となるため、行政並びに学校、実際に検査をバックアップする病院及び大学の連携が必要となってくる。実施の提案は、行政で行う場合が多く、既に北海道内の町村では実際に事業が展開されている。高校生以下の除菌には前例、日本ヘリコバクター・ピロリ学会のレジストリーに登録することで、服薬率や症状、副作用等の登録を行い、副作用が発生した場合には連携病院が全面的に治療を行うことにもなっていると説明をいただきました。幸い、町立病院の院長先生は北大第三内科のご出身でもありますから、町が実施することになれば、より一層連携がとれるものと私は思います。ぜひ、中学生・高校生のピロリ菌検査、学校でできる尿検査です。尿の検診を実施するよう求めますが、いかがでしょうか。

11月28日に開催された健康講座には、100名を超える町民が参加し、健康への関心の強さを感じました。町民向け健康講座を多く開催し、健康に気をつけるようになることで、また、ピロリ菌の除菌によって胃がんを防ぐことができる。将来は胃がん検診もなくなるだろうとも言われており、医療費の抑制になるとも考えますが、ピロリ菌検査の推進に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員のピロリ菌検査の実施についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、我が国のがんの死亡者数は肺がんが最も多く、2番目に胃がんが多いとされて、毎年5万人が亡くなられています。近年の研究では、胃に生息するピロリ菌と呼ばれる細菌が胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどと密接な関係にあるとされ、胃がんなどの予防にピロリ菌の除菌が有効であるとされ、昨年2月には除菌治療の保険適用対象が慢性胃炎患者にも拡大されております。

さて、道内の自治体数町村では、小学生、高校生へのピロリ菌検査が行われていますが、これは北大を中心とする日本胃疾患研究会が行う臨床研究の一環として実施されているものであります。また、除菌による効果は高いと言われていますが、一方で除菌療法の薬の服用中の下痢、口内炎、味覚異常の副作用、除菌が成功後にも逆流性食道炎が新たに発生すると報告も出されておりますので、本町の中学生、高校生の実施については慎重な対応と検討が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

中学生・高校生へのピロリ菌検査の実施についてのお尋ねであります。町の健康・保健推進総体にかかわる施策でありますので、町長部局と情報の共有に努めながら検討してまい

りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ぜひ、前段述べて、町長から中高生の検診を慎重にしたいということですが、健康講座等十分それらについても開いていただくということで、その辺の、要するに、健康についての町民への関心を持っていただくという部分でのご答弁をいただきたいというふうに思っております。

それから、副作用を取り上げて町長のお答えありましたが、副作用については私が帯広の医師から伺ったのでは、今言うように軟便、下痢等々ですよ。だけれども、それは胃腸薬なりを飲むことによって十分治癒できるのだという。ですから、いろんなワクチンの副作用から見れば、副作用については軽いのだというふうに三関先生がおっしゃっておいりましたので、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたように、臨床の検証等がまだ終わっていない段階で子供たちへのというお答えをさせていただきましたし、多分議員はご案内だと思いますけれども、日本消化器がん検診学会の理事会声明というものが出されておまして、その中ではこのように書かれております。「胃がん対策にどのような形で除菌治療を組み込むかは未解決の課題であり、エビデンスを検証しないまま一部集団を対象とした検診などと組み合わせた形での無計画な除菌治療への誘導は行うべきではないと考えます」ということを、そういったご意見もあるということで、こういったものについて言うと、実際問題としていろいろなお考えがあるわけです。だから、それをどう判断するかについては、先ほど議員が指摘になりましたように、うちの院長先生は第三内科の先生でありますので、先生のご意見等も伺いながら、ある程度の検証が終わった段階で判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

3時に終わる予定でしたか。いいですか。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

学校給食の共同調理場の建てかえについて伺いたいというふうに思っております。

現在の学校給食共同調理場は、昭和57年の1月に供用開始され、建築後32年経過しております。また、ノロウイルスやO157が流行した後に、保健所の施設の一斉調査が行われ、本町の調理場も施設の改善が指摘されたと聞いております。

学校給食法第9条第1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されております。学校給食衛生管理基準の第2学校給食施設及び設備の整備及び管理にかかわる衛生管理基準、(1)、学校給食施設共通事項の1では、「随時施設

の点検を行い、その実態の把握に努めるとともに、施設の新増築、改築、修理その他の必要な措置を講ずること」。2では、「『学校給食施設の区分』に従い区分することとし、調理場は二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分すること」となっております。

しかし、本町の共同調理場は区分ごとの施設となっていないため、現場では大変なご苦勞をされながら調理に当たっているというふうに聞いております。

第4期総合計画第2次3ヶ年実施計画では、来年平成27年から2カ年での建てかえとなっております。児童生徒により安全で安心な給食を提供するために、一日も早い建設、建てかえをするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 学校給食共同調理場の建てかえについてのご質問にお答えいたします。

給食共同調理場の建築は、昭和56年の建築であり、改築が必要な時期と認識しております。

教育委員会といたしましては、施設改築の緊急度や財政事情を考慮した場合、優先される学校施設など、磯分内小学校改築あるいは中茶安別中学校講堂の整備がありますので、現在のところ、整備年次を明言できるところに至っておりませんが、道の施設改善事項については学校教育施設整備基金などの活用により、可能な限りの対応をいたしております。また、施設以外の備品や食器類は年次的に更新をしながら運営に努めてまいりましたし、これからも同様の対応を行っていく考えであります。

なお、調理場の建設、建てかえにつきましては、今後、町長部局と整備方針の検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 教育長から町長部局というふうにお答えありましたので、ぜひ、私も行ってみましたが、以前、後藤議員のほうからもトイレの改築のことが出されましたよね。あのときも見せていただきましたけれども、大変に直りましたよ。だけれども大変な状況だったと。そして、今、区分の関係で部屋ごとに、要するにきちっと分けなさいと。例えば土つきの根菜類等は別の部屋で仕分けをしながらというふうに、そのような具体的に基準では述べられているのですね。あの狭い施設、課長、見たことありますか。調理場の件。皆さんが本当に苦勞されているのですよ。ですから、一日も早い改築の要請を行いたいというふうに思います。3ヶ年実施計画を見ましたら、当初27年、来年度では5,000万円というふうに予算というか、財源的に、国と一般財源がたったの40何万円というふうにかかれた実施計画書ですけども、ぜひ教育長、力を入れて、子供たちに安心・安全な給食を提供するという意味から、町長に財政の確保を要請するということの意気込みを伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

総合計画はあくまでも目標でありまして、先ほど申しましたけれども、緊急度とかそんな優先順位もありますから、全て対応できるような財源確保ができていれば、それはできるのですけれども、そういう環境でないということもぜひ理解していただきたいというふうに思いますし、先ほど相当劣悪な施設だという言い方をされていましたが、建設当初はきちっと許可を受けてやっているわけですよ。だから、基準を変えるということであれば、一定程度我々からすれば、財源を手当てしてくれて基準を変えていただくというのが本来の筋かなというふうに自分自身は思うのですけれども、なかなか現実はそうはいきません。

私どもは先ほど言いましたけれども、今の新しい基準全てをクリアするようなことはなかなかできないのですけれども、きちっとした子供たちの安心・安全な給食提供のためには最善の努力はしているということで、先ほども答弁しましたけれども、そのように理解していただきたいと思いますし、一定程度条件を整えば、しっかりと新しい施設にかえていきたいなど、こんなふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ぜひ、安全な給食を提供するという意味からも、財源確保に向けて努力をしていただきたいというふうに思いますし、町長部局も実施計画にはきちっとたっておりまして、一説によれば1年延びた屠畜場の建設があるから財源がないのだというような、そういうような声も聞かされてきています。決してそれはそれですから、給食に対しては財源の確保をしっかりとさせていただければというふうに思いますので、ここできちっと訴えたいというふうに思っております。終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第60号

○議長（平川昌昭君） 日程第12。議案第60号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてでございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容につきまして資料とあわせご説明いたします。

議案第60号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事（国債）でございます。

資料のほうへまいります。

工事概要は、道路改良L＝259.72メートル、舗装L＝280.27メートル、幅員でございますがW＝有効幅員4.0メートル、全幅員6.0メートルでございます。工事場所は標茶町上チャンベツです。契約金額は5,972万4,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成26年11月28日です。指名業者の状況ですが、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、株式会社北雄組、株式会社後藤組、新根開発株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札となりました。

契約の相手方、予定施工業者名でございますが、議案書へまいります。

川上郡標茶町麻生9丁目46番地、株式会社住友建設、代表取締役、住友 悟です。

竣工予定日は、平成27年9月30日です。新規・継続の別は継続でございます。備考として、予定価格6,124万6,800円で、事前公表でございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎議案第61号

○議長（平川昌昭君） 日程第13。議案第61号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましてははくしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の管理、運営につきまして平成24

年4月1日から3年間の指定管理者の指定期間が、平成27年3月31日をもって満了することから、この先の3年間につきまして引き続き、株式会社標茶町観光開発公社を指定管理者としての指定を地方自治法の規定に基づき、議会のご承認をいただきたく提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」。所在地、標茶町字コッタロ原野127番地の10。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地。名称、株式会社標茶町観光開発公社。代表者、代表取締役 池田裕二。所在地、標茶町字コッタロ原野127番地10。

3、指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

なお、選定しました指定管理者となる団体の概要につきましては、議案説明資料2ページに記載をしております。

以上で、議案第61号の提案趣旨及び内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） せっかくの機会ですので確認の意味で。この概要の中でですね従業員の状況で、全体で14名なんですが嘱託1名とありますが、この業務の内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

夜間の守衛さんの業務でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（平川昌昭君） 日程第14。議案第62号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定であります。

産科医療保障制度及び出産育児一時金について見直しがあったことに伴い、改正を行うものであります。平成26年7月7日開催の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の総額については42万円を維持する方針が決定され、またあわせて平成21年度から開始された産科医療保障制度について、今回掛け金の見直しが行われ改正前の3万円から1万6,000円に引き下げが行われました。このことによりまして、出産一時金について現行の39万円から40万4,000円に改定するための所要の改定を提案するものであります。なお、本案につきましては11月26日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案第62号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。これにつきましては、ただいま説明しましたが、出産一時金を現行の39万円から40万4,000円に1万4,000円の増額改定を行うものであります。これにつきましては、社会保障審議会医療保険部会において出産一時金の総額を42万円を維持するということが決定されたことに伴い、先ほど説明した保険金が減額改定になる1万4,000円の分を、今般の出産費にかかる経費が増加傾向にあることを踏まえて増額されたというものであります。

附則としまして、

(施行期日) 1、この条例は平成27年1月1日から施行する。

(経過措置) 2、施行日前に出産した被保険者に係る標茶町国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案可決されました。

◎議案第63号

○議長(平川昌昭君) 日程第15。議案第63号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長(高橋則義君)(登壇) 議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、久著呂中央小中学校の将来の児童・生徒数の推移と教育環境向上の観点で、統廃合について小中学校PTA、久著呂地域会で協議されたところであります。

昨年7月12日、久著呂地域会会長並びに久著呂中央小中学校PTA会長名により、平成27年3月31日をもって統廃合に同意する旨、申し出がありました。また、11月29日には閉校式並びに惜しむ会を終えたところであります。

久著呂中央小中学校は、昭和10年3月、久著呂尋常小学校所属久著呂中央特別教授場として開設以来80年。中学校は、昭和22年5月に開設以来68年の歴史を刻んでまいりました。この間、小学校で542名、中学校では506名の卒業生を送り出すこととなります。しかしながら近年、児童・生徒数の減少が続き今年度は6名であります。来年度以降も減少傾向が想定さ

れることから、児童・生徒の教育環境を考慮しまして久著呂中央小中学校を小学校は沼幌小学校へ、中学校は標茶中学校へ統合するため、条例改正のご提案を申し上げるものであります。なお本案につきましては、12月2日開催の第10回定例教育委員会において議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第63号、標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町立学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例

標茶町立学校条例（昭和39年標茶町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の名称の欄中「同 久著呂中央小学校」を削り、同表の位置の欄中「同 字クチヨロ原野256番地」を削る。

別表第2の名称の欄中「同 久著呂中央中学校」を削り、同表の位置の欄中「同 字クチヨロ原野256番地」を削る。

附則であります、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で、議案第63号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案可決されました。

◎議案第64号

○議長（平川昌昭君） 日程第16。議案第64号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、久著呂中央小中学校が平成 27 年 3 月 31 日をもって閉校となり、同年 4 月 1 日から小学校は沼幌小学校へ、中学校は標茶中学校へ統合することで現在の小中学校通学区域内の児童・生徒が沼幌小学校及び標茶中学校へ通学する手段として、スクールバスの運行に係る路線名と運行区間を変更いたしたくご提案するものであります。なお本案につきましては、12 月 2 日開催の第 10 回定例教育委員会において議決をいただいておりますので、申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 64 号、標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページへまいります。

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町スクールバスの運行等に関する条例（平成 16 年標茶町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の路線名、久著呂線ではありますが、運行区間の欄中「久著呂地域と久著呂中央小中学校の間」を「久著呂地域と沼幌小学校及び標茶中学校の間」に改める。

附則といたしましてこの条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 64 号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は原案可決されました。

◎議案第65号

○議長（平川昌昭君） 日程第17。議案第65号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに、内容についてご説明いたします。

本案につきましては、循環型社会形成推進交付金により、平成28年度から建設工事を予定している、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場の設置に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定による知事への届出について、施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添えて提出するとともに、条例で定めるところにより、調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、一般廃棄物の設置に関し、利害関係を有するものに生活環境の保全上の見地から意見を提出する機会を付与することを目的とし、ご提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

9ページをお開き下さい。

議案第65号、標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページへまいります。

標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例。

第1条は、目的に関する規定で、この条例の内容を要約するもので、提案趣旨で申し上げました内容と同様になっております。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、町長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

第2条は対象となる施設について規定しております。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

第3条、第4条は、縦覧の告示、縦覧の場所及び期間として、告示の内容及び縦覧の場所と期間を規定したものであります。

(縦覧の告示)

第3条 町長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)、期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 標茶町役場住民課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、町長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1か月間とする。

第5条、第6条は、利害関係者の意見書の提出先並びに提出期限等について規定しております。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 町長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 標茶町役場住民課
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有するものは、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、町長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

第7条は、環境影響評価法に基づく手続きについて規定しております。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

第8条は、近隣自治体との協議として、対象となる施設が本町の区域外に及ぶ場合の協議手続きについて規定しております。

(近隣自治体との協議)

第8条 町長は、施設の設置等に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、その設置等に係る区域を管轄する近隣自治体の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を標茶町の区域外の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が標茶町の区域外の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、標茶町の区域に属しない地域が含まれているとき。

第9条は、委任規定でこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定しております。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第65号は、直ちに厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第65号は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 3時08分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

平 川 昌 昭

署名議員 1 番

松 下 哲 也

署名議員 2 番

長 尾 式 宮

署名議員 3 番

菊 地 誠 道

平成26年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年12月10日（水曜日） 午前10時32分開会

第 1 陳情第 3号 安全・安心の医療・介護に実現、医療・介護従事者の大幅増員と
処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情

（厚生文教委員会報告）

第 2 陳情第 4号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求め
る陳情

（厚生文教委員会報告）

第 3 陳情第 5号 寡婦（夫）控除をすべてのひとり親家庭に適用することを求める
意見書提出を求める陳情

（総務経済委員会報告）

第 4 議案第66号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

議案第67号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第68号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

第 5 議案第69号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第 6 議案第70号 教育委員会委員の任命について

第 7 議員提案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第 8 議員提案第2号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 意見書案第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用
に関する意見書

第10 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

追 加 議案第66号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

議案第67号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第68号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

（議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会報告）

○出席議員（14名）

1番 松下 哲也 君

2番 長尾 式宮 君

3番 菊地 誠道 君

4番 本多 耕平 君

5番 林 博 君

6番 黒沼 俊幸 君

7番 後藤 勲 君

8番 舘田 賢治 君

9番 鈴木 裕美 君

10番 田中 敏文 君

11番 熊谷善行君

13番 川村多美男君

12番 深見迪君

14番 平川昌昭君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	佐藤吉彦君
住民課参事	蛭田和雄君
住民課参事	松本修君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教委管理課長	高橋則義君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
庶務係	和田千春君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時32分開会)

◎陳情第3号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。陳情第3号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長(深見 迪君)(登壇) 陳情第3号の厚生文教委員会における審査報告を行います。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

陳情第3号。件名、安心・安全の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情。

審査の結果は採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長(平川昌昭君) 次に、本件については11番、熊谷君から会議規則第74条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

11番・熊谷君。

○11番(熊谷善行君)(登壇) 少数意見報告書。

12月9日の厚生文教委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第74条第2項の規定により報告します。

1、議案番号 陳情第3号

2、意見の要旨 税と社会保障の一体改革を進めている中、これ以上の財源を求めることは無理との判断で陳情に反対いたします。

以上です。

○議長(平川昌昭君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

少数意見報告書が提出されておりますので、本件は、起立により採決いたします。

本件を委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、陳情第3号は不採択と決定いたしました。

◎陳情第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。陳情第4号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 陳情第4号について、厚生文教委員会で審査をした結果を報告いたします。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

陳情第4号。件名、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める陳情。

審査の結果は採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 次に、本件については11番、熊谷君から会議規則第74条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君）（登壇） 少数意見報告書。

12月9日の厚生文教委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第74条第2項の規定により報告します。

1、議案番号 陳情第4号

2、意見の要旨 介護保険制度の現状において、介護サービスのこれ以上の負担増を求め

ることは無理との判断から陳情に反対します。

以上です。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

少数意見報告書が提出されておりますので、本件は起立により採決いたします。

本件を委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、陳情第4号は不採択と決定いたしました。

◎陳情第5号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。陳情第5号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 陳情第5号の審査報告を行います。

昨日、総務経済委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

陳情第5号。寡婦（夫）控除をすべてのひとり親家庭に適用することを求める意見書提出を求める陳情。

審査の結果、不採択すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ただいま委員長のほうから不採択すべきものというご報告がございました。私はこの陳情第5号の陳情者でもありまして、陳情書を提出してから陳情者に説明

を求めたいということで昨日の総務経済委員会に、陳情第5号の審査のために出席をさせていただきました。そして、陳情者に対しての質問のやり取りがございましたし、その中にはこの法律をとおすことによって、ひとり親を助長するのではないかという質問がなされました。私は決してそういうものではないということを答えましたし、さらに寡婦控除の制限といますか所得の状況はどうなっているのか、あるいは年齢制限はあるのかというご質問もいただきまして所得は500万円以下であることもお話ししましたし、年齢制限については子どもが扶養から外れるまでということで年齢制限はないというふうに答えておりますが、そのほかの質問は陳情者に対してはありませんでした。その後のご審議をどのようにされてきたのか委員長に対してご質問申し上げたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） ただいまの鈴木議員が質問されたことはそのとおりでございます。陳情者が鈴木議員ということで出席を願いますね鈴木議員がおっしゃったとおりのことを私たちも報告を受け、そのときのことは理解しているというふうに私は委員長席から感じていました。しかしですねその後の協議にうつりまして、いろんな税面の制限とか所得の制限とかそれから例えばひとり親ということで、結婚して戸籍のある方については全然問題ないが、婚外子とか未婚の母とかいろんな問題がこのひとり親に関連してくると、そういうような質疑がございましていろいろ議論が活発にでたところではありますが、その結果詳しくもっと私たちが勉強しないことにはなかなかこれに対して、全部了解したという結論にはならないというご意見が大勢でございまして、評決では1名のかたが賛成、6名の反対ということで決したところがあります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） その不採択の理由が明らかでないと思うのですよね。よく内容がわからないということであれば、不採択ではなくて継続審査をして委員会でもう少し詰めてやるべきではなかったのかなというふうに思いますし、一例をあげれば東京都港区なんかでは自民党の議員さんもこの問題について取り上げて、そしてそれを推し進めると、寡婦控除のみなし控除ですね、これを推し進めるとということで全体としては超党派的にこの問題を取り扱うような状況になってきていると思うんですよね。だからそういう意味ではなぜその早急に不採択ということじゃなくて、継続審査にしてもっと詰めた議論を委員会ですべきではなかったのかなというふうに感じるのですがその点はいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） 今、深見議員が申しましたが、私個人とすれば継続審議も考えたところではありますが、いろいろ休憩をとりまして提案者の鈴木さんにもお話ししたところ結論をだしていただきたいということでありましたので、継続は今回しないと。

（「それは違う」の声あり）

できれば次回にあらためて提案していただければもっと詳しく私たちも、例えば役場内の住民課の方にこの制度のあらましを聞くことができるとか、そういう作業が必要だと思っていますので継続にはいたしませんでした。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 議事進行、休憩お願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時52分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君） 鈴木議員からの継続ということは委員長からはなかったというお話ですが、私の言葉足らずで取り下げをするか継続にするか非常に迷ったところではありますが、取り下げして時間をいただいてですねこのことを慎重審議して、なるべく皆さんが理解したところで可決にもっていきかけたということが私の本心でありまして、言葉足らずで継続という言葉が適切でなかったことは訂正いたします。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 賛成討論。

○議長（平川昌昭君） 討論がありますのでこれより討論を行います。

まず、陳情第5号に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 次に、陳情第5号に賛成者の発言を許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（登壇） 陳情第5号、寡婦（夫）控除をすべてのひとり親家庭に適用

することを求める意見書の提出を求める陳情に対しまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

寡婦控除は、所得税法第81条に基づき婚姻歴のある居住者に対して寡婦（夫）控除が認められております。控除のできる金額は女性は一般で27万円、特別控除では35万円です。男性の場合は一般だけで27万円、特別控除は認められておりません。また本町の町民税では、一般控除が26万円、特別控除は30万円となっていて、所得によって決まる保育料や公営住宅料等は婚姻（戸籍上での）がない場合はこの寡婦（夫）控除が対象となっておりません。そのために各自治体で保育料や公営住宅料等の減免は寡婦（夫）控除のみなし適用の実施が全国的に広がっております。

このことは税法上の問題であり、所得税法第81条の改正がなされない限り、各自治体が独自政策として、実施する状況となっております。全国各地の議会では婚姻歴の有無にかかわらず、全てのひとり親家庭に寡婦（夫）控除の適用を求める意見書が各関係庁に提出をされております。また、元国税庁職員で国士館大学法学部の酒井克彦教授のコメントがあり、同じ所得水準なら税金を担う能力は変わらない、税制は公平、中立であることが基本原則であり、特定の価値観に誘導するためのものではない。結婚もせず産むことが道徳に反するかどうかという問いを持ち込んではいけない、未婚のひとり親が不利に扱われる合理的な理由はない、法改正で控除の対象に含めるべきだと朝日新聞に掲載されておりました。憲法の公正な原則からも差別はあってはなりません。よって、私は一日も早い法改正がされ、全てのひとり親家庭に寡婦（夫）控除の適用を求めるため、陳情第5号に対して賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（平川昌昭君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） これで討論は終わります。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第5号に対する委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について採択いたします。

お諮りいたします。陳情第5号を原案のとおり採択すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、陳情第5号は不採択と決定いたしました。

◎議案第66号ないし議案第68号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第66号、議案第67号、議案第68号を一括議題といた

します。

議題3案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度一般会計補正予算（第5号）でございまして、各事務事業の精査を行う中で、それぞれ減額、増額の補正を行なうとともに、広域バス路線の維持、牧場体制の強化、盤石な除雪対策などに資するため、歳入歳出それぞれ1億9,211万6,000円を追加し、総額を109億3,824万円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、低所得者支援援助費で218万6,000円、多和育成牧場の関連経費で6,082万2,000円、除雪対策委託料で9,000万円などを計上いたしました。

一部事務組合への負担金につきましては、北部消防事務組合で363万1,000円の減額となっております。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込み、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、債務負担行為で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成26年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

平成26年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,211万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,824万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

5ページへお戻りください。

第2表 債務負担行為補正であります。

新たに1件追加するもので、事項は、畜産経営改善緊急支援資金（平成26度）で期間は平成27年度から平成51年度、限度額は融資金2億6,617万2,000円に対する利子補給619万8,000円であります。

22ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額に、畜産経営改善緊急支援資金（平成26度）の融資金2億6,617万2,000円に対する利子補給、619万8,000円を追加し、合計で29億2,270万4,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は619万8,000円を追加し、1億8,668万9,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度の支出額に変更はございません。財源内訳は合計で申し上げますが、国道支出金5,834万7,000円の増、その他財源1,756万7,000円の増、一般財源で1億1,077万5,000円であります。

以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、国保の国庫補助金事務の改正に対応するシステムの改修に伴う予算措置であります。

70歳以上の一般被保険者の医療費負担について、現役世代との負担の公平性との観点から平成20年度より負担割合が1割から2割となりましたが、公費が一部を負担する軽減措置により被保険者の負担増を凍結してきました。しかしながら平成26年度から段階的な見直しを実施され、平成26年4月2日以降に70歳を迎えた被保険者から2割負担となり、システムの改修が必要となったことから歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加補正するものであります。なお、本案につきましては11月26日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成26年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,115万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明をいたします。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻り願います。

2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第68号、平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成25年度で実施いたしました標茶終末処理場汚泥脱水機更新工事で発生した、スクラップの売り払い代金のうち国庫補助分の返還額が確定したこと、北電の電気料金値上げにより標茶終末処理場の電気料金が不足することから補正を行うものでございます。

以下内容についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,188万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございしますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、議長を除く13名で構成する議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、直ちに、議長を除く13名で構成する議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会に付託し審査することに、決定いたしました。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 3 時 25 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 69 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 5。議案第 69 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第 69 号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、昨日行政報告で申し述べましたこのたびの不祥事は、本町行政に対する信頼を著しく損なうもので、痛恨の極みであり深く陳謝するものであります。

信頼回復に向け対処すべく関係者に関わる一連の処分は発令いたしましたが、社会的・道義的な責任を理事者としても明確にすべく、小職並びに副町長の減給一ヶ月、10分の 1 を提案するものであります。

以下、内容について説明を申し上げます。

議案第 69 号、特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定するというものです。

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年標茶町条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 3 条に規定する町長及び副町長の給料月額について特例を定めることを目的とする。

（給料の月額）

第 2 条 町長及び副町長の給料月額は、給与条例第 3 条及び附則第 10 項の規定にかかわらず、附則第 10 項に規定する額から同項に規定する額の 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

2 前項に規定する給料月額を支給する期間は、次に掲げる期間とする。

（1）町長 平成 27 年 1 月分

（2）副町長 平成 27 年 1 月分

附則としまして、1、この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2、この条例は、平成 27 年 1 月 31 日限り、その効力を失う。

以上で、議案第 69 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案可決されました。

◎議案第 7 0 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 6。議案第70号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第70号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年2月27日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるというものであります。

住所は、川上郡標茶町川上8丁目2番地。氏名は、三本雅一。生年月日は、昭和15年3月20日であります。

お手元に配布いたしました経歴書の説明につきましては、省略をさせていただきますが平成18年6月に教育委員に就任されて以来、真摯に職責を果たされてまいりました。継続してお願いいたしたく、ここに提案するものであります。ご審議方お願いし、ご同意賜われますようお願い申し上げます。

以上で、議案第70号の提案趣旨の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案同意されました。

◎議員提案第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

3番・菊地君。

○3番(菊地誠道君)(登壇) 議員提案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案趣旨並びに内容について説明をいたします。

本案につきましては、本年開催されました標茶町議会議員定数等調査特別委員会において検討した結果を踏まえて、議会からの選任監査委員の報酬が全道一高いことや識見委員との報酬に差がないことなどから、現行の議会選任の監査委員報酬の引き下げを行う運びとなったことから改正するものであります。

それでは内容を説明いたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

監査委員報酬を識見選任委員と議会選任委員にわけて、議会選任委員報酬月額8万円を6万8,000円に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は平成27年5月1日から施行するものであります。

以上で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎議員提案第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議員提案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第2号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定に関する提案趣旨の説明を述べさせていただきます。

私が議席をもって、はや3年と8カ月になろうとしているところであります。町の広報によりますとその年の4月の人口が8,423人でありました。今月の12月の人口が8,005人であります。その間、418人の減少であります。まして、町民の経済も活路を見いだせないでいる今日であります。

標茶町議会議員定数等調査特別委員会で意見を交換してまいりましたが、私は議会改革を一步進めるべきと強く考え、議員定数一名の削減を提案するものであります。なにぶんご理解の上、多くの議員の賛意・賛同をお願いする次第であります。

標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例

標茶町議会議員定数条例（平成14年標茶町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「14人」を「13人」に改める。

附則、この条例は、次の標茶町議会議員の一般選挙から施行する。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長、12番」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論がありますのでこれより討論を行います。

最初に、議員提案第2号の提案に反対者の発言を許します。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君)(登壇) 私は、議員提案第2号、標茶町議会議員定数の一部改正に反対する立場から討論いたします。

この間の若干の経過を述べますと、議員定数については平成25年9月3日、平川議長から議会運営委員会が議会改革の取り組みについての諮問を受け、議会運営委員会は同年12月10日議長を除く13名で、標茶町議会議員定数等調査特別委員会の設置を発議し、本会議で可決しました。同日特別委員会は委員長に川村多美男議員、副委員長に深見 迪議員を選出しました。平成26年3月27日、平成26年5月12日に議員定数、議員及び監査委員の報酬等について審議しましたが、議員定数については特別委員会では議員定数14名の現状維持について特に反対の意見がありませんでした。むしろ議員定数については人口面、産業の発展等の面からみても議員の果たすべき役割をさらに発揮し、住民からの支持が得られるようにすべきであるなど議員、議会活動に積極的かつ前向きな意見が大勢を占めました。ただいま本多議員が述べられたような意見は特別委員会では一切でませんでした。

本来は、せっかく設けた特別委員会の中でしっかり議員が議論すべき内容であると思います。しかし、その目的のために開かれた特別委員会では一切の発言がなくて、水面下でこのような提案をされるということは、議会の議論をとおして民主的に物事を決めていくという、そういう道から外れているというふうに思わざるを得ません。あわせてさらに言えば第4回定例会冒頭の町政執行方針の中でも町長が述べたように、食肉センター、TACS(タックス)しべちゃ研修センターの大きなプロジェクトや町立病院の課題、大きく変化する社会福祉をどうするのかという大きな課題を前にして、現状14名の定数を維持し議会も総力を上げて立ち向かわなければならない時期であると考えます。

以上の点から、私は議員定数を現行14名から13名に削減する提案に反対いたします。

以上。

○議長(平川昌昭君) 次に議員提案第2号の提案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） これで討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議員提案第2号は原案可決されました。

◎意見書案第23号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。意見書案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第23号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第23号を採決いたします。

意見書案第23号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第10。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時47分

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号・議案第67号・議案第68号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第66号ないし議案第68号

○議長（平川昌昭君） 議案第66号・議案第67号・議案第68号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
本案を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第66号・議案第67号・議案第68号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。
これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、平成26年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。
(午後 3時45分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 1 番 松 下 哲 也

署名議員 2 番 長 尾 式 宮

署名議員 3 番 菊 地 誠 道